

第六十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第 八 号

昭和四十四年三月四日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 鹿野 彦吉君

理事 大石 八治君

理事 古屋 亨君

理事 保岡 武久君

理事 山本弥之助君

理事 青木 正久君

理事 桂木 鉄夫君

理事 吉川 久衛君

理事 永山 忠則君

理事 山口シヅ子君

理事 太田 一夫君

理事 依田 圭五君

理事 小濱 新次君

出席國務大臣

自治 大臣 野田 武夫君

出席政府委員

自治政務次官 砂田 重民君

自治省行政局長 長野 士郎君

自治省財政局長 細郷 道一君

委員外の出席者

大蔵省銀行局長 小金融課長 長岡 実君

通商産業省公益 事業局長 藤井 孝君

自治省行政局長 興課長 遠藤 文夫君

専門 員 越村安太郎君

三月一日

委員桂木鉄夫君辭任につき、その補欠として重

政誠之君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員重政誠之君辭任につき、その補欠として桂

木鉄夫君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律

案内閣提出(第二号)

○鹿野委員長 これより會議を開きます。

午後零時十分再開することとし、この際、暫時

休憩いたします。

午前十時四十三分休憩

午後零時四十二分開議

○鹿野委員長 休憩前に引き続き會議を開きま

す。

内閣提出にかかる奄美群島振興特別措置法の一

部を改正する法律案を議題といたし、提案理由の

説明を聴取いたします。野田自治大臣。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法

律案

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する

法律

奄美群島振興特別措置法(昭和二十九年法律第

百八十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「五箇年」を「十箇年」に改める。

第六条第五項中「五分の四とする」を「五分の四

とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和

二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定によ

り国がその経費の一部を負担する場合における当

該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に對す

る国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、

五分の四とする」に改める。

第十条の二中第十三項から第十五項までを一項

ずつ繰り下げ、第十二項の次に次の一項を加え

る。

13 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、理事長又は自治大臣及び大蔵大

臣に意見を提出することができる。

附則第一項中「昭和四十四年三月三十一日」を

「昭和四十九年三月三十一日限り」に改める。

附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の

一項を加える。

4 振興計画に基づく事業に係る国の負担金又は

補助金のうち、昭和四十九年度以降に繰り越さ

れたものについては、第六条第一項及び第二

項、第九条、第十一条並びに第十二条の規定

は、この法律の失効後も、なおその効力を有す

る。

別表中

十分の八から

十分の九まで

十分の九

十分の十

十分の十

十分の九

十分の四・五から

十分の七・五まで

十分の三から

十分の六・五まで

を

十分の六・五から

十分の九まで

十分の五

十分の八

十分の九から

十分の十まで

十分の九から

十分の十まで

十分の六・五

十分の四・五から

十分の七・五まで

十分の三から

十分の八まで

に

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

十分の六から

十分の八まで

|              |                                                                                |              |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 環境衛生及び社会福祉施設 | 地方公共団体の設置する環境衛生及び社会福祉施設の整備で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの                                | 十分の四から十分の二まで |
| 土地区画整理       | 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)第三条第三項の規定により施行する同法第二条第一項に規定する土地区画整理事業で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの | 三分の二         |
| 空港           | 空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項の空港(第一種空港を除く)の新設又は改良で自治大臣が主務大臣と協議して指定するもの             | 十分の十         |

改める。

附則

- この法律は、昭和四十四年三月三十日から施行する
- 改正後の奄美群島振興特別措置法(以下「改正後の法」という。)第六条の規定は、昭和四十四年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十三年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。
- 改正後の法第四条の規定による昭和四十四年度に係る振興実施計画は、同条の規定にかかわらず、改正後の法第三条の規定に基づく振興計画の変更の日から二月以内に、作成し、自治大臣の認可を受けなければならない。

理由

奄美群島の振興を図るための特別措置を実施する必要性がなお存続している実情にかんがみ、奄美群島振興特別措置法の失効期限を昭和四十九年三月三十一日まで延長する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政府といたしましては、このような観点から奄美群島振興特別措置法の存続期限を五カ年間延長し、引き続き主要産業の振興を中心とする事業の推進をはかるべきであると考え、ここに本法律案を提案いたしました次第であります。

次にこの法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、現行の振興計画は、昭和三十九年度から四十三年度までの五カ年間となっており、これが、これをさらに五カ年間延長し、十カ年計画とすることにいたしましたのであります。

第二に、これまでの振興計画の実施の状況等にかんがみ、振興計画に基づく事業について国が負担または補助する場合の負担率及び補助率の一部を改めることにいたしました。

第三に、奄美群島における公立学校施設災害復旧事業について、国が負担する場合の負担率に特例を設けることにいたしましたのであります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明いたしましたのでありますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野田国務大臣 ただいま議題となりました奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

奄美群島につきましては、昭和二十八年度の本土復帰に伴い実施いたしました復興計画に引き続き、奄美群島振興特別措置法に基づいて振興計画を策定し、各般の事業を実施してまいりましたことは御承知のとおりであります。

振興事業の実施により群島産業の基盤も逐次整備され、主要産業の振興もようやく緒につきつつあるところであります。

しかしながら、奄美群島をめぐる諸条件は依然としてきびしく、住民の生活水準はなお本土との間に相当の格差があるのみならず、この間におけるわが国経済の発展は著しいものがあるのであります。これらの諸般の事情にかんがみ、群島経済の自立的発展の基礎を確立し群島民の福祉の向上を期するためには、さらに振興計画を延長して引き続き群島について特別の措置を講ずる必要があると存するのであります。このことにつきましては、すでに一昨年奄美群島振興審議会から建議がなされているところであります。

○鹿野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。保岡武久君。

○保岡委員 ただいま議題になっております奄美群島振興特別措置法案に関連いたしますので、若干の御質問を申し上げます。

奄美群島につきましては、昭和二十八年十二月二十五日、本土に復帰いたしましたことから、この方、復興、振興等のために国会並びに政府の手厚い御努力によりまして著しい改善が行なわれてまいりました。すなわち復興事業十年、振興事業五年を通じまして、その間に事業費として三百九十億、国費二百億を投じてこの十五年の間に奄美群島の行政水準、産業の振興はめざましいものがあり、十五年前を知る者にとりましては、全く隔世の感

があります。この間、政府の施策につきましては地元民も深く感謝しておるところでありまして、奄美群島遷出の私といたしましては群島民を代表して衷心から謝意を表したいと存じます。

この振興、復興の両事業のおかげで、復帰直後は鹿児島県平均所得の六三％、一人当たり二万七千円余にすぎませんでしたところの奄美群島の所得も、昭和四十一年には約八二％、一人当たり十四万円にまで向上いたしました。しかしながら国の経済の高度成長の状況からいまして、いましばらく国の特別な保護措置を続けていただかなければ、本土との格差が逆に増大するおそれがありますので、振興計画の延長措置はかねて群島民の強く要請、要望してきたところでございます。振興事業の計画をなお五年延長せんとする今回の措置は、群島民といたしましては熱望しております。法案並びに予算案を成立さしていただいて、奄美の振興を促進していただきたいと強く要望いたします次第でございます。

そこで、この振興事業の内容について少しくお尋ねいたしておきたいと存じます。

まず第一に、振興事業計画の基本的目標をどこに置いて策定されますか、また予算等の内容について承りたいと存じます。

○砂田政府委員 お答え申し上げます。

奄美の現状につきましては、ただいま保岡議員がお述べになりましたところまで、昭和二十九年から三十九年の間の復興計画、三十九年から本年までの振興計画を通じて、群島経済と申しますか群島民の生活環境もやそこまでこぎつてまいることができました。しかしただいま保岡委員がおっしゃいますとおり、いまだ現状は対鹿児島県平均所得の大体八二・一％程度が現状でございます。もう一息と考えますので、今回法案の改正をお願いしておりますのは、群島経済の自主体制をほんとうに確立をして、それによって群島民の生活環境を高めていく。大体目標といたしましては、これからの五カ年の計画の終了いたし

ます四十八年度におきまして、対県比九四%をこす程度のところまでは何とかして努力をして持たせたい、こういう目標を置きまして、計画改定の具体的な内容につきましては、これから奄美群島振興審議会の御答申をいただきまして決定をしていくわけでございますが、その間、これからの五カ年間の総事業費を二百四十八億程度、その中で国費を百三億、こういう予定をいたしておるのでございます。内容の具体的な産業振興、産業基盤振興等につきましては担当局長からお答えをいたします。

○長野政府委員 今回の計画改定にあたりましては先ほど政務次官が申し上げたとおりでございます。産業基盤、生活基盤整備等につきましては、総合的には鹿児島県本土なり他の類似の離島の状況等を勘案いたしまして目標を一応設定をしておるわけでございます。その目標を達成するために、個々の事業につきましては一応の積算をいたしておるのでございますが、これは、いま政務次官も申し上げましたとおり、具体的な計画は奄美群島振興審議会の議を経まして確定をいたすわけでございますけれども、改定計画の内容につきましては概略申し上げますと、たとえば産業基盤の整備につきましては土地改良事業、土地改良事業の中にはかんがい排水事業、農道、それから圃場整備、そういうものを中心に行なうてまいりたい、そのほか、そういうことによりまして、サトウキビ――農業につきましてはキビが中心でございますので、サトウキビの増産というものが産業振興の一つの大きな柱になるということでござい

ます。それからそれに関連をいたしまして畜産振興等をはかっていくということになります。それともう一つは、奄美大島の大きな産業の一つでございますところの、特産物でございますが、大島つむぎの増産をはかる、そういうことを、この三本の柱を中心に行なうておるわけでございます。キビにつきましては、四十三年度の見込みが六十四万トンでございますが、これを計画終了時には百万トンに持っていきたい。それから畜産につきま

ては肉用牛でございます、四十三年度は一万五千頭でございますが、これを倍増したい。それから大島つむぎの生産は、現在約二十三万反でございますが、これを三十万反程度に持っていきたい、こういうことで、それに関連いたしますところの土地改良事業なり企業の共同化なり、あるいは道路改良、道路舗装、港湾、空港の整備、そういうものにつきまして事業を進めてまいりたいと思っております。なおそのほか、生活環境整備と申しますか、国民宿舎等のそういうような面の整備も加えてまいりたい。同時に奄美群島の蔬菜生産等もお進める必要がございますので、こういうものも考えていく、なおまた給水率の普及度を高めていくようなことも考えなければならぬというふうに、全体総合的にそういう事業を考えております。

○保岡委員 このたびの改定計画、法律の改正につまして、従来よりも補助率が若干ダウンされているように見受けられます。補助率を下げても、なお奄美群島の負担率あるいは負担能力がこれにたえるものであるというお考えでしょうか。それともまた鹿児島県なりある程度の負担の肩がわりをさせるというようにお考えをしておられるのか、その点を承っておきたいと思ひます。

○長野政府委員 補助率の問題につきましては、計画改定に際しまして補助率の改定をいたしておるわけでございますが、これは従来の復興事業、振興事業の施行に伴いまして相当の整備が行なわれております。そういう現状にかんがみまして、特に他の地域の補助率との差等の関係につきましては、その必要の有無その他を検討いたしました結果、補助率の調整を行なっておるのでございます。そういうことでございまして、そのために今後の五カ年間の計画につきましては、先ほど申し上げました総事業費にいたしまして二百四十八億、国費ベースで百三億円ということになっておりますが、その関係につきましては、補助率の調整をいたしました関係から、県におきまして、いわゆる補助率引き下げということに伴いますところの負担

分と市町村の負担分と合わせますと約九億円、全体として従来より負担が増すということになります。県については約六割増になります。市町村については二割増にとどまるということでございまして、この程度のことであると思ひます。それは大体支障なく事業の遂行ができるであろうというふうに考えております。また私もいたしましては、鹿児島県もこれ以外に単独事業として振興事業で十分でないところの事業につきましての補充的な役割りをさらに期待したいというような考え方でおります。

○保岡委員 奄美にもやはり過疎現象あるいは過密現象というものが併存しておるような実情でございますが、過疎現象による人口の流出と労働力の減退というものが、この計画を十分に達成し得るかどうかという点について若干危ふまれる点があります。特にサトウキビの増産が六十数万トンから百万トンとなると、相当高い目標だらうと思ひます。これについては自治省としてもよほどの御努力をされて指導していただかなければ達成がでないかと思ひますが、その点ひとつ十分に鹿児島県なりあるいは現地の機関を奨励していただくようお願いしたいと思います。

なお、奄美群島における過密状態が出てくるところが名瀬市であります。名瀬市の人口だけはほとんどふえていて、非常に狭いところに人口がふえてまいりますので、名瀬市では宅地等の不足のためにいま非常に悩んでいるところでございます。そのために宅地造成と申しますか区画整理事業をやっておりますけれども、街路事業について、現地ではトンネルをどうしても通したいということ、振興計画の中でトンネルの問題が取り上げられていないように聞いておりますが、自治省としては将来どういうふうな指導していかれる考え方であるか、承りたい。

○長野政府委員 お尋ねのお話は朝仁地区と申します。朝仁地区に名瀬市が宅地造成事業をしておりますが、それと名瀬の現在の中心市街地とを

結びますための道路の整備改良の問題だろと思ひますが、これにつきまして名瀬市のほうからは、トンネルによってその交通を便利にしたいという御意見や御希望があることは私も伺っております。これにつきましてはなおいろいろな面から投資効果その他を検討する必要があるのではないかと、それと同時に、トンネルだけでなくいろいろな意見もございまして、現在計画の積算にははつきりとはあられておりませんけれども、朝仁地区との交通の関係のための街路事業につきましては、計画の期間の間においてその目的が達成されるようなかっこうでの事業が盛り込まれるような努力を私どももいたしたいと思っております。

○保岡委員 大体振興事業につきましては以上で終わりたいと思ひますが、次に、奄美群島でいま振興事業の延長という問題と並んで非常に大きな問題になっておりますのが、電力の問題でございます。電力料金が、平均して九州本土の大体二倍くらい電力料金を負担している。最近、特に昭和三十八年の六月にテレビが開設されることになりましてから、またその間に郡民の生活もある程度向上してまいっておりますので、電気用品を相当に使うようになってまいりました。そうなりますと、なるほどこの電力料金というのが家庭の負担あるいは事業の負担になっている、そのために非常に苦しい目にあっているという実情でございます。もともと奄美群島は九州電力の供給区域にあるわけでございまして、現地にあります小さい電力会社は九州電力のこ入れのもとにだんだん起債等をやつてまいりまして、現在ではおそらく十二、三億の金を使って現在のような電力までに復興してきたということが言えるのでござい

中央に対しては相当強く要請をしまいたておるのでございますが、これにつきまして自治省なりあるいは通産省なり、どういう方法でこの問題に対処していられるか、承っておきたいと思ひます。

○砂田政府委員 大島の電力の問題は、発電量でございまして、かつ点灯率というところは非常に改善されてまいりましたけれども、料金につきましては御指摘のとおりでございます。九州電力との間に相当な格差がございます。これが郡民の民生安定の上からも、また産業の自主体制の確立のためにも非常に大きな障害になっておるところでございます。一方、九州電力自体が九電力の中でも一番料金の高い電力会社、まだまだ合理化をやつてまいらなければならぬ電力会社でございます。また、これが一つの大きな障害になっておりますので、鹿児島県の御当局でも一応の計画を立てておられまして、御承知のとおり大島の電力は大島電力と四つの公営企業電力がございまして、この四つの公営電力をまず大島電力に合併させて、合併し終つた大島電力を九州電力に合併させる、こういう段階的な措置が実は計画されております。大略申し上げますと、四十四年度で大和村の公営電力を大島電力に合併させ、その次に四十五年を目途に残りの三つの公営電力を大島電力に合併させる。それから四十六年を目標に公営電力との合併を終りました大島電力を九州電力に合併させる、こういう段階的な計画をもちまして、鋭意関係方面ともたいてい折衝しておるところでございます。現在、この合併の最終の目的にしております九州電力自身がそういう状態でございますので、四つの公営電力というものの施設整備のための補助金、起債あるいは大島電力に対します開発銀行の融資のワクの組み込み、こういったことにつきまして、こういう措置を講じながら所期の目的を鹿児島県で達成できるように自治省といたしましても鋭意努力をしまいたておることにいたしております。

○藤井説明員 いまお話しがございましたのですが、若干私どものほうから申し上げたいと思ひます。奄美大島につきましては、大島電力が主体で、あと四つの公営がございまして、先ほどお話しがございましたように、公営企業につきましてはなお相当設備の不備もございまして、国及び県の助成を得ながらこれらの設備の改修をやつておられまして、この改修が終わりまして、そのあと大島電力に吸収するという予定となっております。大島電力も非常に高い電気料金のところでもございまして、一挙に吸収していくこともたいへんであるということで、逐年やつていこうというふうな考えで、従来から自治省に對しましてはそういう考えを確約してきたところでございます。いまのお話で、さらに効力するようによつていきたらと思ひます。またそのあとで、つまり大島電力会社が四公営を吸収しました際に、おきましては、できるだけ早期に大島電力を九州電力に吸収するように、その時期につきましてよく検討することといたしたいと考えております。

○保岡委員 大府政府のお考えはわかつたような気がするのでございますが、奄美ではこの問題が、先ほど申しましたようにいまほとんど大きな問題になっておられます。この前は島民五万の全世帯の人たちが署名をして、これは署名簿を通産省に持ち込んでおられるような始末なんです。またこの前、つい最近でございまして、名瀬市が日本一に物価が高いたことが発表になっております。これはやはり電力料金あたりがそのもとになっているのじゃないかというふうな気がするような次第でございます。ひとつぜひともこの問題については、真剣に政府も取り組んでいただきたい。なおこの問題は、ただ口で言うのとやさしいように思ひますが、たとえば公営企業を大島電力に持ち込むにしても、その資産をどうする、あるいはまた公営電気がいまままで整備するに要した借金を

を一体どうするということのような具体的な問題になりますと、なかなかむずかしい問題があるように思ひます。これらについては果なり現地だけの問題ではどうにもならないので、政府自体が十分にひとつ奄美の実情を御勘案の上で、手をとつて指導していただくということが必要じゃないか、かように思つております。もういままごろになれば大島のスケジュールがわかつたような気がするのでございまして、はつきりしたスケジュールを組んで御指導願ひたいということもあわせてお願いいたします。

電力問題は以上いたしましたので、その次にガリオア、復金問題がございまして、これをお尋ねいたしておきたいと思ひます。奄美大島が米軍の占領下にありました際に、米軍がガリオア資金を原資といたしまして、奄美群島の住民に對し、その救済と復興のために貸し付けをした債権があります。復帰と同時に、奄美群島振興信用基金というのがございまして、その信用保証の原資として、政府は基金にこの取り立てを移譲したということでございまして、それが今日まで十五、六年の月日を経過いたしました。その回収はあつたようでございます。残つたものはもうほとんど不良債権のみだ。しかもこれが相当に高く延滞利子がついて、もう雪だるま式に非常に大きくなつておる。そのために名目債権だけで相当な圧迫を受けているという模様であります。これらについてはすでにとれるものはある程度とれたのじゃないか。残つたものをいつまでも残しておくのではなから、この際何とかひとつ処理をしていただけないものかという声が島内に相当あるわけでございます。幸い奄美群島振興特別措置法の第十條の三の九項に「基金は、第一項に規定する国から承継した債権に係る債務者の債務の履行が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更をしようとするとき、又は当該債権に係る債務者がその債務の全部若しくは一部を履行する

ことができなくなつた場合において、当該債務の全部若しくは一部を免除しようとするときは、自治大台及び大蔵大臣の認可を受けなければならない」という規定がございまして、この規定を運用していただいて、ぜひともひとつこれがある程度整理していただくようにお願いしたいということとを要望いたしておきたいと思ひます。これについての自治省のお考えを承りたいと思ひます。

○砂田政府委員 この問題は、たいていの基金が承継をいたしました債権としては、ガリオア物資の代金、これを承継しております。これが一つでございます。それから協同組合中央金庫貸し付け金、復興金融基金の貸し付け金、復興金融基金仮払い金、この三つを承継をいたしておりますものがある一つでございます。ガリオア物資のほうにつきましては、クレームの問題が残つております。それから片一方の復興金融基金の貸し付け金の債権を承継をいたしましたものにつきましては、たいていお話しした延滞利息の問題が残つております。ガリオアのほうでは、延滞利息のことは別にございせん。クレームの問題、私は私の感觸でお答えさせていただきます。クレームの問題、私は私感觸でお答えさせていただきます。この基金の再権の問題は自治省と財政当局との共管になっております。ただいま保岡議員お述べになつたクレームの問題につきましては、自治省といたしましては財政当局とたいてい折衝をしておる段階でございます。ただこれは私の受ける感じでございますが、一体いついつにクレームの内容がどういふことになつてきたのかということとをさかのぼつて綿密に調べる手だては、私はもうないと思ひます。受け取つた量自体が不確かなものすらございまして、私といたしましては、これは大臣も実は同じ見解を持つておられるのでございまして、どういふ時期にどういふ方法でこのクレームを切つてしまふか、その方法と時期を財政当局とたいてい折衝をしておる段階でございます。それから、クレーム分を除きました基金の債

権、団体の側から申しまして債務につきましては、各団体ともが返済の計画を基金のほうへもう出してくださっております、ある程度年月はかかりまされども、すでに借りた側からの返済計画が出ておりますので、その計画に従って返済をしていっていただけるもの、かように確信をいたしております。

それから延滞利息の問題でございますが、これはやはりこういう政府機関の一つの債権でございますから、いろいろな角度から事は考えてまいらなければならぬと思ひます。個々の御事情を調べてみますと、ほんとうにお気の毒な事情がございます。また一面におきましては、けっこう返済能力がおりなんじやないかと思われの方でも元金、利息、延滞利息とも御返済になつておられない方もまたございます。

大体的内容を申し上げますと、この債権を承継をいたしました当初、大抵二千人の方にそういう債権がございました。そのうちの約半分の千名の方は元金、利息とも返済を終わっておられます。千名たまたま残つておられて、その千名の方のうちで大体半分の五百名の方が元金、利息、延滞利息とも残つております。残りました五百名の方が元金をもう支払い済みでございます、延滞利息だけが残つてゐる、そういう状態でございます。千名ばかりの方でございますので、相当年月を要しましたけれども、基金のほうで個々のケースごとの実情の調査が大体終りまして、こういう方がお許しただけですならば、非常に気の毒な方がおられる、また一方におきましては、当然返済能力をお持ちであるはずなのに返済をなさらない方もまたあるわけでございます。先ほど申し上げた千名の方が全部返済をしておられますので、これの延滞利息の解決方法は、へたなことをいたしますと正直者がばかを見たというふうなことになる、問題もまたござい

ます。そういう角度からも考えてみなければならぬところでございますが、ただいま申し上げたようなお気の毒な方が多数おられることでございます。

すから、こういった延滞利息を免除すると申しますか、もう切り捨ててしまふと申しますか、その方法につきまして、これはまだ決定をしておることではございませんが、たとえて申し上げますならば、正直者がばかを見るというふうな感じを持たれない方法の一つといたしましては、生活保護基準の何倍かの方々に對しては全部切つてしまふ、そういうことも一つの方法であらうかと思ひますので、そういった免除をいたしますための限度、ただいま保岡先生お述べになりました第十條の三の九項に書かれておりますとおり、大蔵、自治兩大臣の許可の問題でございますので、財政当局のほうへたまたま自治省といたしましては相談を持ちかけまして、いま検討をしております。できるだけ早い時期に群島民の皆さん方がお感じになつておられますような島民の感情の方向で解決点を見出したい、かように考えております。

○保岡委員 質問を終わります。

○山口(鶴)委員 次は山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 お尋ねいたしたいことはたくさんあるわけでありますが、ただいま保岡さんからお尋ねのございました点からひとつお尋ねをいたしましょう。

このガリオア、エロアの資金が問題になつておるようでありますが、この約五億一千六百万円程度にのぼりますガリオア、エロアの資金がこの奄美群島振興信用基金に繰り入れられました経過は一体どういふことでありますか、まずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○長野政府委員 奄美群島に關する日本国と米國との間の協定に基づきまして、手続的には西國政府間で確認された上で、いまお話しした米國側の債権を日本政府が引き継いだというかつこうになつております。その理由はどういふことかというところになりますと、いろいろ理由があると思ひますけれども、結局奄美の責任を日本が引き受けるという場合に、そういういろいろな債権債務の整理の便宜という問題もあつたと思ひますが、そういうことでその資金の回収、またその資金の今後の運用というものを日本政府が米國から引き継いだというふうな思つております。

○山口(鶴)委員 結局ガリオアの物資を売り払いまして、食糧品等が多かつたと思うのであります。その物資を、米軍が当時大島食糧株式会社、あるいは大島農業協同組合連合会、大島漁業協同組合連合会、大島細組、大島工業協同、大島貿易組合等に貸し付けておられた。また二千数百人へのほります個人のの方々に貸し付けておられる。それからガリオアのほかに、エロアに對してやはり資金を貸し付けておられたのがあつたと承知しておるのですが、エロアは一体どういふ団体を対象にして貸し出しをしておられたか。その点もひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○長野政府委員 琉球政府と申しますか、アメリカの軍政下におりました時代に、アメリカ軍として琉球との間で行つた援助物資等の供与がありまして、その代金回収の資金をいろいろな形で運転をしたと申しますか、そういう形があつたようでございます。私どもが奄美について知つておりますのは、ガリオアにつきましてはガリオア物資代といふことで占領中に米國政府の出資金で購入をいたしました。そして琉球地域つまりその場合には奄美の地域もありませんが、そういうものに供給した生活必需品物資の代金でございます。これは先ほど御指摘がございましたように、大島食糧株式会社でありますとか農業協同組合連合会でございますとか、漁協とか大島細組あるいは工業協会、貿易組合といふふうな団体を債務者としてそういう契約をしておるといふかつこうでございます。

琉球民政府が、復興金融金庫でありますか、そういうものを設立をいたしましたに資金を入れましたものを、その復興金融金庫を通じて、琉球のそういう金庫を通じて奄美の住民に對して貸し付けが行なわれた。この部分がいわゆる復金の貸し付け金といわれるものでございまして、住宅建築資金が大半であります、そのほかにあるいは家畜の購入資金とか、開田、開墾資金等がございますが、そういうことでございまして、ガリオア物資代のほかは協同組合の中央金庫からの貸し付け金とか復興金融基金からの貸し付け金といふことになつて、そういう債権債務という形で受け継がれております。

○山口(鶴)委員 そうしますと、大島食糧株式会社等を通じてガリオア物資を住民に売つたわけですね。その資金の回収がなされていなかったわけでしょうから、ガリオア物資代として一億八千六百万円程度、それからエロアの資金だと思ひますが、大体協同組合中央金庫を通じて団体等に貸し付けた金が千四百万円、それからガリオアの物資を売りましてあつたお金を復興金融基金というふうな形で、いわゆる見返り資金だろふと思ふのであります。その資金を通じて個人の住宅あるいは家畜等の購入に貸し付けたというのが三億一千五百万、そういうものが日本復興に伴つて、その債権としてアメリカから日本が引き継いだ、こういうふうな理解してよろしいわけですか。

○長野政府委員 そのとおりだと思ひます。

○山口(鶴)委員 ところが昭和四十三年九月末現在の状況を拝見いたしますと、ガリオア物資代一億八千六百万のうち回収をいたしましたのが四千万円、あとが残高で、特に回収不能見込み額が一億一千万円にのぼつておる。エロアの貸し付け金につきましては千四百万円のうち回収が、これはまあ率がいいわけでありまして、千二百三十万円程度で、残高が百七十万円、回収不能が若干ある。それから個人の分につきましては三億一千五百万円、回収が二億四千四百万、残高が七千万円であつて、回収不能が九百万円、こういうふうな状

況だというわけです。私は、このように回収不能見込み額でありますとか、残高が多数残っておりますという事は、この債権自体にやはり相当無理があったのではないだろうかという感じを持たざるを得ないわけでありました。

当時、私も戦争直後のことを考えまして、確かにガリオア、エロアの物資を私も配給されて食べた記憶がございます。しかし率直に言いますと、家畜のえさのようなものもあつたことも事実であります。経過をお聞きいたしますと、米軍が占領しております、沖縄からこの畜養のほうにこれらの物資が送られて、こういう形の物資がいわば奄美に來て、そうしてこれだけが各団体を通じて売り払われたことになってゐる。こういうことだろうと思うのでありますが、しかし当時の状況を私も内地におりました見まして、相当品質等についても問題があつたのではないかと思いますし、それからまた沖縄から奄美に参ります際の輸送の過程において、それでは完全にその物資が到着しておつたかということについてもいろいろの疑念があるわけでありました。問題はこの五億一千六百万、いわば債権として継承いたしましたものは、日本政府がどういう形で、どのような伝票と突き合せて明確に確認をしたのですか。その点日本政府としても五億一千万もの債権を、アメリカからいわば譲渡されたということでありまして、その際のいわば債権の内訳等についてはどのような手続で御確認になりましたのか。その点をひとつ明確にお知らせをいただきたいと存じます。

○長野政府委員 この債権の確認は、米政府から日本政府に承継をいたしました際に確認をしたということになっておりまして、その確認の時期は三十年の五月二十五日ということになっております。当時は政府間の話でございまして、財務当局が引き継ぎを受け確認をして引き受けたということでございます。大蔵省がその所管をしておつたのでございますが、私どもとしてはそれ以上

上の詳しいことは知っておりません。

○山口(鶴)委員 そうすると、米軍からの引き継ぎ書類で確認をした、こういうことになるわけですね。結局ここにありますような大島食糧株式会社その他の団体に對して、具体的な品目はどうで、数量はどうで、それでどうだという確認をしたのではないということですか。

○長野政府委員 条約の上におきましては、「両国政府は、これらの勘定の残高並びに債権者及び債務者ができる限りすみやかに確認しなければならぬ」ということになっておりまして、それは先ほど申し上げましたように三十年の五月二十五日で引き継ぎが完了したということになっておりますから、当時の状況は詳しくわかりませんが、私も、そういう条約に即して債権者、債務者の確認という点までのことに触れて、確認の上で引き継いだものと思ひます。と申しますのは、ちょうどそのころに、承継債権のうちガリオア物資代にかかる債権につきましては、債権確認時にクレームが申し立てられております。そういうことで、その内容として先ほどお話がございましたように、物資の輸送でありましてか保管時とかあるいはその内容とかにおきまして非常に適当でないものがあつたというやうなことで、あるいは非常に目減りがしたというやうなことで、そういうものまで含めて債務の確認をされる、あるいは債権があるといわれるのは困るというやうなことで、物資代についてはクレームがついておるといふやうな実情がございまして。

○山口(鶴)委員 そのクレームは認められたわけなんです。クレームの申し立てについては、それとそれとのおりというので確認をしておるわけではございません。ただ現在までのところ、先ほど政務次官が御説明申し上げましたように、それらのガリオア物資代につきましてはクレーム分を除きまして返済計画を立てるといふやうなかつて、クレームができておるやうな事情もございまして、クレーム

ムにつきましては当時もなかなか確認できなかったやうな事情にあつたというふうにも私も聞いております。したがうしてその後において事実確認という事は、まあ来た物資がそのまゝ不良品として残つておるわけでもございせんし、全く確認が困難という事になっておりますが、先ほど政務次官が申し上げましたように、そのクレーム分をいづよう処理をしていくかという問題としてはまだ残つております。

○山口(鶴)委員 そういうことで、クレームが出るという事情は当然あつたといふことは、いま行政局長もある程度実情を認めておるわけですか。そういうことならば、はっきり法律にも規定があるわけでありまして、奄美群島振興特別措置法の第十条の三の九項ですか、「基金は、第一項に規定する国から承継した債権に係る債務者の債務の履行が著しく困難となつた場合において、当該債権の貸付条件の変更若しくは延滞元利金の支払方法の変更をしようとするときは、又は当該債権に係る債務者がその債務の全部若しくは一部を履行することができなくなつた場合において、当該債務の全部若しくは一部を免除しようとするときは、自治大臣及び大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。」といふ許可があれば免除することができかねない。いかにこの法律、もとの復興法になっていくやうな、こういう御発言もあつたのです。そういうのはきちつと法律的にも整理できるのですから、整理をするということが必要なんじゃないですか。政務次官いかがですか。

○砂田政府委員 おっしゃるとおり整理をするべき筋合いのものだと思ひます。私も考えますのに、こんなものがいまごろまで残つておるのがつかしい、そういう感じもいたします。われわれの常識からすれば、当然こんなものはいままで整理が済んでなければいかぬものだと思うのです。ただどうも事務当局の話を聞きますと、国あるいは国に開連のある金融機関の債権を消すときには、財政当局は慣例的にと申しますか、時効等の時期

を待つて処置をしていたやうでございまして。ただおっしゃるやうに、この法律の十條の三の九項にこういうことも書いてございまして、片をつけようといふことで、私も自治省としては、財政当局とその方法、時期についてたゞいま積極的に折衝をしておるところでございまして、そう長くお待ちをいただかないで何かの解決点が見出せるもの、かように考へて、また一段の努力をしてまいることになつたと思ひます。

○山口(鶴)委員 いま一つの問題は、当時これらの地域は占領下にありまして、アメリカの軍票を使っておられたわけですね。したがうして日本に債権を引き継ぎますときには日本円に切りかえたと思うのですが、当時の換算のレートはどういう形になっておつたのですか。

○砂田政府委員 その当時の為替レートが一ドルについて三B円、また一ドルが三百六十円、こういう為替レートがきまつておりましたので、一対三の交換レートを適用したわけでございます。

○山口(鶴)委員 当時の実勢レートはどのくらいだったんですか。

○長野政府委員 これは同じことを繰り返すやうで恐縮でございまして、奄美群島が復帰いたしましたときに、奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定というものがございまして、その第三条におきまして、「日本政府は、千九百五十三年十二月二十五日に、奄美群島における流通からすべての「B」号円を回収し、且つ、「B」号円につき三日本円の割合で「B」号円と引き替へに日本円を交付することを開始しなければならぬ。」というやうな協定がございまして、この協定に基づきまして、一B円に對しまして三B円の割合でB号円を回収した、こういうことになっております。

○山口(鶴)委員 結局奄美の復興計画、振興計画といふものは、私は沖縄に非常に関連があると思ふのです。かつて自治省の事務次官をされた小林与三三さんが沖縄の復興計画をどうするかという案を立案されました際には、この奄美群島の復

興計画を基準にいたしまして、人口等あるいは為替価値の変動等で計算をいたしまして、おおむねこういう方式でいかかというようなことを言っておられる。また沖繩の方も、いま私が申し上げたような状況もありますから、奄美群島の復興計画、振興計画の推移がどうなっているかという点に非常に着目されて、沖繩から奄美群島に対してしほし調査団をお出しになつて調査をしておられることを聞いておるわけでありませう。沖繩の人にしてみれば当然だろうと思ふわけですね。そういう報告書を拝見をいたしますと、当時の実勢レートは「一対一・八ぐらいだった」というので、それをいまお話ししましたようなことで、当時「一対三」に引き直した。したがって日本復帰になりまして、実勢がそうでありますから、日本からいわば安い品物がどんどん入ってくるという状況だったのですね。ところが片やガリオア、エロアの物資というものを「一対三」で交換したわけでありまして、当然それだけの名目的な価格になる。ということになれば結局その物資が十分はけない。三百六十円で計算をした形で債権を取り立てるといっても、現実にはそういうことが非常に至難であるという事態もあつたんじゃないですか。大蔵省の中小金融課長もお見えだそうですが、大蔵省が当時米軍から日本に債権を引き継ぎました際にはその確認をしたということでもありますから、その点ひとつお尋ねしましょう。どうなんですか。当時の実勢レートの関係は一体どうだったか、それからまた当時の五億一千万円にのぼります債権は、個々の債務者に対して明確に確認をしたのですか、米軍だけのかつてな資料でもって債権幾らというように確認をしたのですか。その間の事情をひとつ御説明願いたいと思います。

○長岡説明員 奄美のB号円を日本円に切りかえた当時の事情を私詳しくは存じておりませんが、けれども、先ほど行政局長からもお話がございましたように、アメリカとの間の条約に基づきまして、一B号円につき三日本円という「一対三」の割合がき

められたわけでございます。それで当時の実勢レートがどの程度であつたかということも、これはなかなか調査がしにくい問題でございませうけれども、私もといたしましては、この債権債務関係に限らず、奄美群島の本土復帰の際のあらゆる債権債務がこの「一対三」の交換比率によりまして為替レートによつてきめられたわけでございませう。またその交換レートによつてすでに債権債務の決済を済ませた方もたくさんおられるものでございませうから、この点につきましては、私は「一対三」のままで現在債権が残つておることもやむを得ないのではないかと。これは先生の直接の御質問に對するお答えにはならないかもしれませんが、それ、そういうふうなことを考へております。

それから引き継ぎましたときの債権の確認でございますが、復金の貸し付け金等については確認をいたしておりますが、ガリオアにつきましてはクレーム等もあつたわけでございまして、クレームのあるままで引き継いでおるといふのが事実でございませう。

○山口(鶴)委員 昭和三十年の五月二十五日ですか、引き継いだときにクレームがあつた。現在昭和四十四年でありまして、十三、四年間もクレームがついておつたままです。しかし、そういったものは法律によれば免除できるわけでしょう。そういう法律の規定があるにかかわらず今日まで延々と放置をしたという責任は一体どういふことなんですか。幾らお役所仕事というものの、幾ら何でもひど過ぎるという感じがいたすのであります。いかがですか。

○長岡説明員 実は私もいまのポストに参りましたから初めてこのお話を伺つたわけでありまして、それども、従来、今回のようにこの債権の処理をどうするかという問題、いわば地元の公式な意見として自治省なり大蔵省なりに御要望があつたというよりは、何かこういう問題があるという程度ではなかつたかと私は伺つておるわけでございませうけれども、いづれにいたしましても、今日までだいたい日時がたつておりました、いつまでも放置して

おくわけにはまいらないことは事実でございませう。ただ、そのガリオアのクレームにつきましては、当時も一応現地の調査を行つて事実の把握が若干困難な面があつたということでもございませうので、現時点におきましてはなおさらそういう事実関係の把握は困難であらうと思ひます。困難だからといって放置はできないわけでございませうので、現時点で私どものあと限りの実態の把握につとめました上で、この債権の処理全体の問題の一環として自治省と大蔵省とが相談をいたしまして、誠意を持って処理に当たりたいと考えております。

○山口(鶴)委員 誠意を持つてと言いますが、十四年もたつていまだ誠意でもないと思ひます。個人の住宅や家畜の購入に貸した貸し付け金があるわけですね。復興金融基金から貸し付けた、まあ個人が借りたお金です。これについてもやはり回収不能金が相当ございまして、これについても当然当時クレームがあつたんじゃないかと思ひますが、問題は、「一対三」での交換をしたというのですが、それでは当時奄美群島におられた方々は、すべて給料は「一対三」でみな切りかえたのだから、その点はいかがですか。

○長岡説明員 すべてが「一対三」で切りかえられたと承知いたしております。○山口(鶴)委員 おかしいですね。先ほど申し上げた沖繩の調査団の方が当時の事情をいろいろ、調査をされたのです。ところが、その給料等は単純に三倍にされたというのではなくて、本人の資格であるとか経歴とかいろいろな基準に従つて定められたので、必ずしも「一対三」の割合では当時給料は上がつていない、こういうことです。そういうことになるならば、個人の貸し付け金を考えました場合に、給料が三倍上がったおればそれはいいかもしれませうけれども、住宅貸し付けを受けた、その債権、本人からいへば債務でしょう。債務のほうは、一対三で切りかえられた。ところが、御本人の収入のほうはかりに「一対二」といふことになつたんでは、これは住宅等の貸し付けを受けました方が非常に困難な状態になるのはあたりまえじゃないですか。それは全部「一対三」じゃないですよ。

○長野政府委員 奄美群島が復帰いたしました際の暫定措置に関する政令というのがございませう。その中で、たとえば、従前の琉球政府あるいは米琉球政府の職員が引き継がれた場合の暫定措置が定められておりますが、それによりまして、国家公務員として引き続きなるものにつきましては、「国家公務員の給与に関する法令」に基づき「給与が」正式に国家公務員としての格づけ等がきまりますまでの間という意味だと思ひますが、「決定されるまでの間」は、「現に奄美群島に適用されている法令の規定によりその者が受けるべき俸給及び勤務手当の合計額を本邦の通貨に換算した額以内の額を仮に支払うことができる」ということが書いてありまして、そういう意味で、従来払われておつた月給に對しまして、かりに、仮払いということになるかもしれませんが、一対三の割合で、その範囲内なら払つてよろしい。ただ、政府職員等におきましては、とにかく任用その他のいわゆる格づけというものが、琉球政府の場合と日本国政府の場合と必ずしも一緒ではございませうから、それによつて正規に任用し直して、もう一べん再計算するということ、これは起り得たことだろつと思ひますが、引き継ぎ措置自体からは「一対三」の割合を変えていこうとは思ひませんのでございませう。

○山口(鶴)委員 だから、現実には「一対三」の割合よりも低い形でしか給与が切りかえられなかつたという人もあるわけですね。いまのお話では、最高は「一対三」までというわけでしょう。それ以下の人も相当あつたということでしょう。○長野政府委員 これで見ますと、任用の基準とか資格基準というものが、琉球政府の場合とわが国の国家公務員の場合とでだいぶ違つておるもの

でありますから、これは仮払いとしてそうしろという事でございまして、ですから、それ以下でなければならぬという意味で規定があったとは私は考えないのでございます。もちろん琉球の格づけなり任用のほうがある特定の人の対して特にきびしくて、わが国の格づけなり任用のほうにその上を回ったという事でなければ、かりに払うものは従来もらった額以内で払っておりすけれども、あとでもう一ぺん追給なり補正なりはいたしたらうと思ひます。

○山口(鶴)委員 その場合、マイナスの補正というものが当然あった人が相当あり得るということですね。

○長野政府委員 格づけ任用で、ある意味で多少下がるというような場合には、そういうことがあつたらうと思ひます。

○山口(鶴)委員 私はいまいろいろ御指摘したのは、やはりこれだけの回収不能なり残高が残つておるといふことは、当時の、アメリカから日本が債権を引き継いだ際に、債務者がその間の状況を十分理解していなかったという経過があつたんじゃないかと思ひます。そうでなければ、これはどの回収不能の見込み額なり、あるいは現実には返せぬという事で残高が残つていふということとあり得るはずはないと思ひます。

そこで、お尋ねをするわけですが、債権が譲渡された場合には、私は個々の債務者の承諾というものが当然あつてしかるべきではなかったかと思ひます。それに対してクレームがついた、ついたものを今日まで十四年間もほうつてきた。個人についても同じであつたらうと思ひますが、個人につきましても、そういったいろいろな意味でのクレームというものがついたのは一体どのくらいあつたのか、この点をまた重ねてお尋ねをしたいと思ひます。

○長野政府委員 個人についてはクレーム等のことはなかつたようではございまして、クレームの申し立てがありましたのはガリオア物資にかかわる債務についてだけというように聞いております。

○山口(鶴)委員 それでは個人の貸し付けは、自治省のほうとしては何が何でも取り立てる、こういう気持ちですか。

○長野政府委員 一番問題になりますのは、この個人の復興基金関係の問題では、特に履行期日が多量な場合の延滞利息の問題が、一番の問題だと思ひます。これは約定によりまして、延滞利息は約定利息の二倍の利息を付するといふ、そういう規定になっておまして、約定利息はもつて、七分というふうなことになると思ひます。したがひまして、延滞利息は倍でございまして、一割、一割二分、一割四分というふうなことになると思ひます。それが、実際問題としては、非常に過酷な感じが強く与えておるといふふうに考えられるのでございまして、債務者のものに付しましては、いま申し上げましたように、債務者につきましても一々確認できてるわけではございませんから、そのこと自体は債務者としては承知されておる、日本政府に引き継ぎ、また基金に譲渡されたという関係についても一応承知されておられたと思ひますが、延滞利息の点につきましてのPRと申しますか、そういうものが必ずしも十分でなかつたところがある、実際の運用上の問題としてわれわれも反省しなければならぬものがあるといふふうに考えられます。先ほど政務次官が申し上げましたように、あと残りの債務者約千人ばかりの方がおられて、その中で、元金、延滞利息ともに未払いの方が五百人ばかりおります。あとの五百人は延滞利息は払つていないといふような方がおられるわけですね。こういうものも最近ずっと基金において十分調査いたしておまして、個々のケースにおける実態というものも明らかになつてまいつたようでありまして、したがひまして、こういうものの個々の債務についての整理というふうなものを実情に即するようないで実行をいたしたいと考えております。

○山口(鶴)委員 とにかく、延滞利息等に対するPRが不十分であつたといふことは、自治省のほうも認められておるといふことですね。そうしますと、延滞利息につきましては、ある程度自治省としても免除するつもりがある、こういうことですか。

○長野政府委員 延滞利息を中心としたしまして、実態に即するようないで解決をするということに努力をいたしたいと思ひます。そういう方向で財政当局とも目下内々に協議中ではございす。

○山口(鶴)委員 そうしますと、実態調査をして、ある程度その人たちの生活の状況等も考慮をして、一定の所得水準以下の方については延滞利息は免除をする、また、元本並びに利子の延滞金のある方につきましても、同じようなことで、もっとシビアな条件になるかもしれないが、場合によっては免除をすることもある、こういうことなんですか。

○長野政府委員 これは個々のケースでございまして、何さま島のことではございまして、大体私どもから考えますと、やや調査も相当手間どつたような感じがいたしておるけれども、それだけ実態とか、状況とか、個々の関係といふものの比較とかといふものが、島のことでございまして、非常にむづかしいのだらうと思ひます。そこで、そういうことでの詳細な実態あるいは均衡その他の点を考慮したような大体的輪郭がいまつかめておるようではございまして、そういう実情に即しながら、公平な形で、しかも実情に合った形で、いまおっしゃる通りに、延滞利息の問題、あるいは延滞利息と元本を加えた問題につきまして、どうしてもそういう整理をしていくことが必要だし、かつ適当だと思はれる線を見出すべく、関係機関と協議をいたしております。

○山口(鶴)委員 これは、この法律の第十条の三の九項によりまして、自治大臣と大蔵大臣の認可を受けなければならぬのです。大蔵省は一体どういふつもりなんですか。これについてはたたい

まのようなことでよろしいのです。○長岡説明員 行政局長のお答えのとおりでけっこうでございます。大蔵省といたしまして、自治省とよく相談をいたしてまいりたいと考えております。

○山口(鶴)委員 そうすると、延滞利息、あるいはその延滞利息と元本についてもこの法律にしたがうて免除する、一部または全部を免除するといふこともあるのだといふことでよろしいわけですね。

○長岡説明員 この法律の十条の三の九項にございまして、自治大臣と大蔵大臣の認可が必要である。この点について、私どもがこの規定を適用することについて検討いたすわけでございまして、その中には免除の問題も当然含まれておりますけれども、私どもといたしましては、先ほど行政局長もお話になりましたように、相当完済をしていられる方もおられるわけでございまして、その辺で公平を失ひないように、十分に実情を調査した上で態度をきめたい、かように考えております。

○山口(鶴)委員 どうもまだはつきりしないのですが、この法律案を審議している過程において、こういうものは免除する、こういうものはどうと、大蔵省と自治省の間ではつきり線を引くのじゃなくて、両省で協議をした一つの基準というものをひとつ示していただきたいと思ひます。それはできませんか。政務次官、どうですか。

○砂田政府委員 非常にお気の毒な方、そういう極端な一例と申しますか、それから、返せる能力があまりの少ないのだにお返しになっていないといふ方も一部ありだらうと思ひます。そういう左右両端と申しますか、そういう極端な実例で申しますならば、お出しできるのではないかと思ひますが、これは山口先生、なかなか困難な問題でございまして、調査をしてからとおっしゃいます。が、大体基金でも調査は終えたと思ひますが、二年ぐらいかつたと思ひます。個々のケース、お一人お一人の調査は終えたと思ひます。実

は、昨年十月私が奄美に参りましたときに、参りました先々で、だいたい前に教員を退職されたような方で残っているような方、そういう方々にこのことの御意見を承りました。奄美群島のいろいろな町で伺って見ても、議論がいろいろございいます。たとえば、返せるはずの人が返していない。そういうものはやはり早く取ったほうがいいじゃないか、それがまた回り回って奄美の振興に役立つのだからとか、あるいは、ああいう気の毒な人に延滞利息を要求しているのは過酷じゃないかと、いろいろな議論がございしました。大体いま申し上げましたような調査を終わりましたので、ケース・バイ・ケースで、島民感情の線に沿ったような解決策を出してまいりたい、かように考えております。

○山口(鶴)委員 当委員会でも、やはり、奄美群島振興法を審議いたします過程におきましては、現地調査もしたらいかがというお話も出ておりますが、ただいまの政務次官のようなお話でございしますなら、私もとして、この法律案を審議している過程において、現地の皆さんの声も十分承りまして、また、その間には、自治省、大蔵省当局の間におきまして一つの基礎的な考え方も当然固まると思ひますから、その上で私どもとしては最終的なこの法案に対する考え方をきめていきたい、かように考えておりますから、一応このことはおきましよう。そういうことで一応おきたいと思ひます。

次は、結局このような回収不能な資金を含めて、奄美群島振興信用基金というものができておるわけですね。この基金の内訳を拝見いたしましたら出資金の状況、四十三年度末区分といたしまして、保証業務全額が五億四千二百七十七万一千円、それから融資業務といたしまして六億五千八百五十万というようになっておるようでありまして、合計が十一億九千九百七十七万一千円。しかし、このうち五億四千二百七十七万一千円は、ただいま議論いたしましたガリオア、エロアの、いわば債権が五億一千六百万円でありまして、そのほかに

国が二千五百万円を出資しているわけですね。それから六億五千二百七十七万一千円の出資金につきましても、国と県とが九〇%、それから当該市町村が一〇%ということ運用しているというふうに関わっておりますが、それでよろしいのですか。

○長野政府委員 大体そのとおりでございまして、承継債権とそれから国からの出資金、承継債権は五億一千六百万円、国からの出資金が二千五百万円でございまして、それが大体保証業務でございします。

それから別に国からの出資金、現在までで五億九千万円、鹿児島県あるいは市町村からの出資金、五千五百百万円、千三百百万円で、合計いたしまして六億五千八百百万円、これがいわゆる融資業務でございします。

○山口(鶴)委員 そのような資金で、この振興信用基金を運用していくわけですね。ところが、そのうち、債権を引き継ぎましたうちから、クレーンがついたりいたしまして、とにかく回収不能のものの合計が一億二千万円にもなっているわけですね。それからまた、回収不能とは見えておりますが、まだ回収ができて残高として残っておりますのが二億一千八百百万円も残っております。そうすると現実には回収いたしましたものは二億九千七百万円。そうすると、現実には十一億あまりの資金で信用基金を運用する、金融の円滑化をはかることを目的とするといっておるわけでありまして、現実に使えたお金はこれよりはるかに少ない。このうちから約三億数千百万円を減じた額しか現実にはこの基金としては運用できなかった、こういうことになるのじゃありませんか。

○長野政府委員 この保証業務の關係におきまして、お話しのとおり、承継債権がなお回収できないでおるものも、債権としては残っておりますから、ございまして、ただ保証業務でございしますから、現実には現金を必要とするという場合だけではございしませんので、それだけ保証業務というものに影響が出てないとは言えませんが、それが直

ちに大きく保証業務を実施いたしますのに支障を来たしたという状況ではございしません。

○山口(鶴)委員 しかし十一億九千万、約十二億の金、ここから三億ぐら引いた現実の使える出資金としては、保証するにいたしまして、九億程度の額であったということになるわけですね。

○長野政府委員 そういう意味では、確かにお話しのとおり十一億九千万円そのままだが資金として現実には利用できるということではございしませんから、保証業務において多少の制約があったということはそのとおりだと思ひます。

○山口(鶴)委員 そういうことならば、やはりいま少し早くこの回収不能金等については整理をして、十一億なら十一億、あるいは十二億なら十二億、この基金が必要とするならば、やはりそれだけの資金手当をするということの運用が私は正しかったのではないかとと思ひます。一応この点は意見を上上げておきます。

次にお尋ねをいたしたいのは、最近自治省が、過疎地帯は非常な財政難だという御調査を發表いたしました。これをとりまじめましたのは財政局でございしますか。

○細野政府委員 二、三日前の新聞に出ておりましたのは私のほうの局です。

○山口(鶴)委員 これを見ますと、過疎問題がきわめて深刻になっている、税収入は全国平均の半分しかないというようなことが出ております。対象としてお調べになりました一町村当たり平均歳入決算額は一億九千万円、うち税収入は二七・二%しかない。しかもこのうち税収入が決算額に占める割合が二〇%以下のところが三十七町村、一〇%以下のところは十五町村、こういうようなことが出ております。過疎現象によりまして当該自治体の税収入が非常に少ない、全国の半分以下ということがあるわけですが、この奄美群島の中にございします市町村で、歳入の決算額のうちで占めますところの税収入というものはおよそ何%程度でありますか。幾つかの段階があると思ひますから、お示しをいただきたいと思ひます。

○細野政府委員 ちょっと私も手元に資料がございせんのでしたので、借用で申し上げておきますが、財政力指数で申し上げますと、全体として〇・一五、一五%、こういうことでございまして、低いところは〇・〇八あるいは〇・〇六、高いところでも〇・二三、指数でございしますが、そんなような状況でございします。

○山口(鶴)委員 そうすると、財政の中に占めるこの税収の割合という数字を使いますならば、これは何%ということになるのですか。

○細野政府委員 ちょっと税収の調べを持っておりませんので、的確なお答えができません。思ひますが、この程度の財政力指数でございしますと、一般的には税収の歳入に占める割合は一割程度、多少上下はあると思ひます。

○山口(鶴)委員 沖縄の調査団の資料によりますと、昭和四十一年度の歳入項目の内容について見ると、歳入の中に占める市町村税の割合は七・二%程度だということが書かれています。そうしますと、自治省が過疎地域の市町村、これは昭和四十一年の国勢調査が三十五年調査人口より二〇%減少している七十二町村を対象にして調べた財政の状況よりも、この奄美の税収の割合ははるかに低い。七十二市町村の平均が二七・七%しかなくて、全国平均の半分だということを強調しておるわけですが、しかしこの数字は奄美から見ればたいへんうらやましい数字だ。奄美はこれよりも二分の一どころか、三分の一ないしは四分の一程度の税収しかない、こういう状態だということになります。

○細野政府委員 詳しい数字を検討しておりますが、大体お話しのようなことになろうと思ひます。

○山口(鶴)委員 最近過疎対策の問題がやかましいいわれておるわけですが、私はこういう数字を見れば、まさに奄美群島は今日まで三次にわたる振興計画を立ててまいりましたけれども、年々三十億円程度の公共投資をやっておられるわけですね。それでなおかつ、いま申し上げた

ような全国の内地の過疎の町村よりも、はなはだしく財政力が落ちておるといふことだろうと思うのです。しかも人口を拝見いたしますと、日本に復帰当時が二十万、現在十八万程度に人口が落ちていくわけでありまして、人口は一割程度減少しているといふことだろうと思ひますが、私はこういう意味では奄美群島の今日までの復興計画、復興計画過疎対策という面からいっても、非常に欠けておった点があつたのではないかと、いふふに思ふのでありますが、この内地の、いわゆる人口が二〇%も減少している町村よりも、なおかつ税収が著しく低いといふ、そういう状況を見まして私は、これは根本的な復興計画、振興計画といふものははからなければならぬのではないかと、思ふのでありますけれども、この点は大臣にお尋ねしたいところでありまして、政務次官からお答えいただけますでしょうか。

○砂田政府委員 私はずしも欠けていたとも実は思われぬのであります。まだ足りないといふふうに考えたほうが正しいのではないかと、いふ感じがいたしております。港湾道路等の産業基盤の整備、サトウキビ、つむぎの生産等の産業自体の振興のための施策、これが、十の目標の中の大体六割程度までしか、まだできていない、そういう感じがいたすのでございますが、ただこれからの五年間、いままでもあまり考えられなかったことに、やはり重点を置いていかなければならぬことが幾つか出てまいっております。いままでの計画を実施をいたしてまいりましたの反省と申しますか、たとえば奄美経済というものが本土との間の移出、移入を考えた場合でも、百億からの移出超過になつております。こういったことも、いま山口先生おっしゃつたように、非常に税収が低いということに大きく影響してきているだろうと思ふのです。たとえば大根一本にいたしましても、奄美の人が食べる魚にいたしましても、高い鹿児島島の蔬菜、魚を移入してきている、こういったふうなことが、実は百億もの移出超過ということになつてきておるだろうと思ふのです。そういう意味合いから

ら、砂糖その他の基礎的な産業の振興に力を尽くしますとともに、蔬菜等の自給度を高めるというような農業対策も、やはり新たな重点にしていかなければならないのではないかと、こういうことを実は考えておる次第であります。

○太田委員 ちょっと関連でお尋ねします。

この提案説明を拝見しますと、五カ年間延長して、さらに復興を進めるんだというのですが、五カ年間で完成できるという見通しはあるのかというところ。

それからもう一つお尋ねしたいことがあるのですが、いま非常に島民の生活の苦しいという点がありましたが、それから生活保護世帯はどれくらい現在あるのか、それから農家所得は一戸平均幾らになつておるのか、いま農家は苦しいとおっしゃつたが、幾らになつておるか資料がないのです。

それからもう一つは、昭和二十九年の十月二十九日の閣議決定というのがあります。これは奄美群島復興事業の基本方針というものが二十九年十月二十九日に閣議決定されておるのであります。その際には、沖縄との関連をにらみながらやろうというブレーキとコントロールその中にあつた。したがつて、これが今日なお五カ年延長せざるを得ないというのは、沖縄の復興を押しつけておいたその代償として、奄美の復興もおくらせてきた。これが二十九年十月二十九日の閣議決定にあつた。その閣議決定の基本方針というのを明示し、あわせて現在の島民の生活はどうなつておるのか、たとえば具体的な一つの例とすれば、生活保護世帯はどれほどある、農家の収入はどれくらい、これをとお答えできましたら、お答えをひとつ出していただきたいと思います。

○砂田政府委員 生活保護世帯の数字等は事務当局に御説明させていただきますが、御承知のような復興計画、振興計画を続けてまいりまして、返還当時の対鹿児島県民との所得比較と申しますか、非常にひどい状態でありましたのが、どうやら八〇%をこすというまではやつとこぎつけてまいつたわけでは

ございません。あとの五年間で確信があるかという御質問でございましたが、四十八年度に、いま御審議をお願いいたしております法改正ができました。あとの五カ年計画を遂行いたしますときには、これを九〇%を上回るところまでは持つていきたい、こういう目標をきめまして、島民と自治省と自然一体となつてこれの実現を期してまいり、実はこういう決意をいたしておるのでございます。数字は事務当局から御説明をいたします。

それからお尋ねの閣議決定の資料はいま手元に持つておりませんが、沖縄との関連において押えつけないといふふうな考え方だけは毛頭なかった、かように私は考えております。

○太田委員 閣議決定というのは厳然たる事実だ、それを出せませんか。

○長野政府委員 現在閣議決定の資料を手元に持つておりませんので、後ほど取りそろえて提出させていただきます。

○太田委員 ほかの数字は手元にありますか。

○長野政府委員 生活保護世帯につきましては、千人に對しまして六十七人程度でございます。全国平均よりはかなり高い状態というように聞いております。農家所得につきましては、昭和四十年で若干古いのでございますが、農業従事者一人当たりいたしました十四万五千二百円、こういうことになつておまして、本土の所得に對しまして八五・五%ということになつております。

○太田委員 それでは数字の話でもうのちよつとこまかくいきますが、一人当たりというのは、農業労働者一人当たりですか。それとも農家平均構成人員をそれにかければ農家の一人当たりの収入が出るのであるか。一戸当たりは幾らか。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたのは、農業従事者の一人当たりでございます。それが十四万五千円でございます。一戸当たりいたしましたと十七万六千円ということに昭和四十年の資料ではなつております。

○太田委員 それは数字が違つていませんか。それはあまりにも低過ぎますね。もし、かりに十七

万六千円が一戸当たり収入とするならば、あまりにも過疎地といふますか、辺陲の地におけるところの前近代的な農業としか私どもには見られせん。

それではもうちょっとお尋ねします。サトウキビの資料はございますけれども、サトウキビそのものの買入れ価格はどうなつておりますか。何か資料があるのですか。

○長野政府委員 サトウキビの生産者価格は、砂糖の価格安定等に関する法律によりまして定められるのでありますが、四十二年度におきましてのバリエーション価格と申しますものは、キビにいたしましてトン当たり六千二百四十三円、こういうことになりまして、これに生産費とか国内産業合理化の何か目標価格というふうなもので、そういうものを基準にいたしました見込み上昇率というふうなものによりまして価格を考慮して、昭和四十二年で六千二百二十円ということになつております。昭和四十三年で六千二百六十円、そういうことになつております。

○太田委員 それでは、もう一つ聞きますが、含みつ糖の生産量はどのくらいあるか、分みつ糖の生産はどのくらいあるか、それぞれの歩どまりはどのくらいあるか。手元に資料がございしますか。

○長野政府委員 昭和四十二年におきまして、奄美におきましては甘藷糖の生産は七万一千トンでございます。鹿児島県全体としては九万三千トンでございます。含みつ糖につきましては、奄美とその他の鹿児島という分類がはっきりいたしません。全体といたしまして、鹿児島県におきましては七千トンでございます。

○太田委員 歩どまりは……。

○長野政府委員 四十一年から四十二年の糖種別の原料処理量と産糖実績という大島支庁が出しました資料によりますと、分みつ糖の歩どまりは一三・三七%ということになつております。含みつ糖につきましては、全体として一五・〇八ということでございます。

○太田委員 私どもが聞いた話ですが、これはもうちょっと分りづつ糖の歩どまり率も低いし、含み糖のほうも低いわけです。これは新しい統計を聞いているのですが、あなたの手もとのものは手もとのものとしてけっこうですが、そういうものを私どもは資料としてどうしたいかと思うのです。きょう、この一部を改正する法律案の参考資料を拝見いたしました。これはあまりにも概計でございまして、よくわからない。奄美群島振興特別措置法というのは、振興計画というものを第二条で規定しているでしょう。一に糖業、林業、畜産、二に道路、港湾、三に防災及び国土保全施設、四に文教施設、五に保健衛生及び社会福祉施設、こういうことになっておりますし、さらに特別な助成を行なう場合に試験研究施設あるいは地方公共団体の船舶及び通信施設の整備、ハブ類及び病害虫の駆除、水産、亜熱帯性農林作物の生産及び養蚕の振興、それから資金の貸し付け等においては、電気事業、つむぎの生産事業、製糖事業水産業とありますが、そういう各産業別にどれほど計画が立てられ、どれほど完成したのであるか、はたして郡民の生活にそれがどのように寄与しているのかというのを明らかにされ、さらに五カ年間にわたってかくかくの次第によりましてかくいたしますという展望が明らかにされること、私どもが本案を審議する場合に必要な資料であるので、そういうものを何かお出しいただく準備はあるでしょうか。

○長野政府委員 御要求がありますれば、できるだけ資料を取りそろえて提出いたします。  
○太田委員 お願いいたします。終わります。  
○山口(鶴)委員 私もそれと同じことをお尋ねしようと思ったのですが、結局当初二十九年から三十四年に至る五カ年計画というものを策定されたわけですね。それからその後二十九年から三十八年に至る改定十カ年計画というものをおつくりになったわけですね。それから三十九年から四十三年に至る五カ年間の復興事業計画というのを立ててになったわけですね。そういった計画につきま

しては、いただきましてこれだけの資料ではよくわからないのでありまして、この点はひとつ三回の計画を立ててになっておるようでありまして、それからそれに従った計画を出していただきたいと思うのです。それから今後の復興計画につきましても、明確なひとつの青写真をいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○長野政府委員 これまでの復興計画、振興計画につきましても事業の概要は、資料を取りそろえて提出をさせていただきますが、今後の計画につきましても、先ほど申し上げましたような大体的な目標というものは考えておりますが、正確には奄美群島振興審議会の議を経ませんが、決定ができませんのでございまして。したがって、概算的なものしかお目にかけることができないと思っておりますが、御了承を願いたいと思っております。

○山口(鶴)委員 それではあとのほうはまた触れますから、最初の点でございまして、振興計画が、二十九年から三十四年に至る当初の五カ年計画、事業費が百五十三億、このうち国庫が支出するものにつきましても百十二億ということで御計画を立てておりましたようでありまして、これが三十年、三十二年、三十四年、それぞれの年度における計画と実際に事業を行なった、いわば事業の進捗状況、この割合は一体どうだったのですか。

○長野政府委員 当初の復興事業につきましても、計画と実施の間に多少の食い違いができておったことは事実のようでございますが、その後計画と実施というものは、全体の各費目につきましても、大体達成をしておるようでございます。復興事業につきましても、先ほどどこにあげますように、百二十一億一千八百萬円の国庫支出金がついております。事業費にいたしまして二百十四億というものが全体計画でございまして、これに對しまして、実績は二百九億九千九百萬円ということとございまして、国庫は百二十一億一千七百萬円ということとございまして、ほとんど一〇〇%に近い、平均いたしますと九八%の達成率とい

うことになっておりますが、そういうことで復興事業も一応達成をしておると見てよろうと思えます。全体の計画でございまして、中には一〇%もこえていられるものもございまして、それから中には途中で計画が変更になりまして、最初の計画に比して達成率の非常に低いものもございまして、全体としましては、いま申し上げましたように、計画二百十四億一千九百萬円に對しまして、事業で二百九億、計画国庫支出金百二十一億に對しまして、実績の国庫支出金百二十一億円でございまして、大体九八%は達成をしておる、こういうことになっております。

○山口(鶴)委員 そうすると、手元にいただきました資料、これの五ページにございまして、復興事業の概要というものは、これは計画じゃなくて実績がこうだ、こういう意味ですか。それじゃないと数字が合わない。

○長野政府委員 そのとおりでございます。実績でございまして。  
○山口(鶴)委員 計画と実際の実行がどうであつたかという資料をきちっといただきたいと思うのです。と申しますのは、大体その計画と事業がほぼ一致をしたというふうなお話であります。確かに改定十カ年計画ではそういうことがいえるかと思うのですが、当初の五カ年計画はそうじゃなかったでしょう。当初の復興五カ年計画はおおむね達成したんでないですか、全くそうじゃなかったのじゃないですか。

○長野政府委員 二十九年から三十八年度まで見渡せば、いま申し上げたお話しでございます。当初は現地における事業の消化能力と申しますか、そういう受け入れ体制等の関係もございまして、進捗が非常におくれた。それからまた、計画にいたしておりましたものが、結果が思わしくないというふうな、調査不足というふうなこともありまして事業の実施がおくれた、こういう関係が確かにございまして。  
○山口(鶴)委員 ですから当初の計画は、二十九年から五カ年計画をつくっておやりいただいたよ

うであります。計画の四年目に当たる昭和三十一年度までの進捗状況では、総事業費は三九・二%しか進捗していません、それからまた国費は三七・一%しか達成していません、こういう状況だったわけですね。当初はそういう計画を立てたにもかかわらず、非常に悪かったということはお認めになるわけですね。

○長野政府委員 当時の状況よくわかりませんが、いま聞きますと、当初の出発は確かにおくれたということを申しておりますから、そのような状況があったらうと思っております。  
○山口(鶴)委員 長野さん正直に言ってもらわなければ困る。先ほど聞きましたら、おおむね済んでいたという答えをされたでしょう。詰めて聞いてみればそうではなかった。計画の三九%、四割くらいしか達成されていなかったということになれば、計画とおおむね一致してできたといううなことは軽率にいうべきではなくて、正確にひとつお答えをいただかなければならぬと思うのです。先ほどの取り消ししておいてください。

○長野政府委員 先ほどの申しようが私として十分でございまして、それは取り消します。ただ私も印象づけられておりますのは、奄美の復興事業、振興事業の特徴といたしまして、第一、国費ベースで事業費を大体長期にわたってきめることがございまして。したがって、国費ベースで事業費をきめていくことができて、結果といたしまして、この事業は非常に計画と実行というものが一致しておると申しますか、その点では結果においては、現在のところ食い違いが非常にないものというふうな一つの認識を持っておるものもございまして、復興事業においても、結果においてはそういうことに取り戻した。大体そういう結果で復興をされておるのでございまして、今後ともそういうことでやりたいと考えております。  
○山口(鶴)委員 ですからひとつ、当初の五カ年計画と、それから昭和四十三年度における、現実の進捗状況を表に出してください。そしてあ

らためて昭和四十三年におきまして、二十九年から三十八年に至る改定十カ年計画を出しにたつたわけですから、それをお出しにたいて、その実績だけはここにいたしておきますから、当初の計画をひとつお示しをいたしたいと思うので

それから細郷財政局長さんが御用があるようなお話でありますから、細郷さんにお尋ねしたいのですが、結局こういつた事業が十分当初においては進行しなかったということ等によりまして、現在の奄美群島の皆さんの所得水準は依然として低い。全国でもおしましから二番目の鹿児島県の県民一人当りの水準から見ても、残念ながら奄美群島の一人当り所得は昭和四十一年で八二%にしかたっていない。国民一人当たりの所得に比較いたしますならば四七・七%、二分の一以下だ、こういう状況だろと思うのです。したがって、先ほど指摘をいたしましたように、税収入の割合も非常に低いということだと思ひます。内地の過疎地帯よりもはるかに財政力と状態が悪いということでもあります。今回の昭和四十四年度の地方財政計画で特に過疎対策につきましては力を入れたと自治省は言っておるわけですが、そういう意味で、この内地の過疎地域よりも財政力の著しく低いこの奄美群島の状況に対して、いかにして財政局長さんとすれば当該地域の財政力を強化し、復興事業を進め、そして島民の所得水準を高めようとしているのか、特に財政力をどのように強化するお考えがあるか、ひとつお尋ねをした

い。  
○細郷政府委員 過疎地帯の調査をこの間いたしました、あの調査に漏れたところで、もっと過疎状況のひどいところも当然内地でもあろうかと思ひますが、このいまお話の部分につきましては相当過疎状態はひどいわけでございます。

明年度過疎対策として私どもが考えておりますのは、一つは辺地債の問題でございます。辺地の地域を従来よりは拡大をしたい、そうして辺地債の元利償還費の算入率を従来五七%でございます

たか、これを八割に引き上げたい、こういうことで、この部分は交付税法の単位費用の改定でいずれ御審議をいただくことになっております。

それから交付税におきましては、先般の調査の結果をもとにいたしまして、やはり教育費が非常に過疎地帯には重圧になっておるというようなことから、教育費の増を認めるという角度からほかかつてまいりたいて考えております。一例を申し上げますれば、昨年から御承知のように学校統合の場合の需要算定を改めて、学校が減っても一ぺんに減らないようにするというような措置を講じました。さらに進んで寄宿舎の維持管理費であるとか、あるいはスクールバスの経費であるとかいったようなものにつきましても需要の算定の基礎に入れた。こういうふうにしております。そのほか産業経済関係の経費で、農業あるいは林業あるいは水産業、そういったものにつきましても、それぞれ需要のかさ上げをいたす考えであります。

さらに過疎地帯の問題といたしましては、一般的ではございますが、市長村道の整備のための需要をかなり大幅に見込んでおります。これも種地の低いところにつきましては、従来のように種地の引き下げということではなくこれを扱うというようなことによつて、きょう出しておきますところもみな種地の低いところでございますが、需要がふえていく、こういったようなことを交付税の措置として考えてまいりたい、かように思っております。

○山口(鶴)委員 そうして過疎対策にいろいろお取り組みになることは、また交付税の審議でいたしたいと思ひます。問題は、そのように内地の過疎地域に比べても財政力が著しく低い。その奄美群島の今回の復興、振興計画を行なうにあたって、なぜ従来までの国の補助率を今回は相当大幅に引き下げられましたのか。私は全く逆だと思ひます。すけれども、これはいかなる理由ですか。奄美群島の財政力が大いに高まりつつある。毎年毎年の島民一人当りの所得水準も国民一人当たりの

所得水準に比べて著しく均衡がとれるような状態になってきたというようなことであるならば、私は理解もできるのではありませんが、依然として所得水準は低い。したがって当該地域の財政力も非常に低い。こういうときに、今後復興事業をされるにあたって補助率を大幅に引き下げるといふことは、これは全く筋が通らぬと思ひます。保岡先生も大いにその点は強調されたかと思ひますが、遠慮しておられたようでありますから、かわつてお尋ねしたいと思ひますが、どうしてこう下げたのですか。

○長野政府委員 今回の改定計画に對しまして、結局従来の復興事業の実施状況でございますが、鹿児島県あるいはその他の離島関係のいろいろな補助制度の現状を勘案いたしまして、奄美群島自体といたしましてはなおお島民経済の樹立復興といふか復興といふもの自体といたしましては十分だとは思ひませんが、他の離島その他の関係におけるところのいろいろな制度と比較をいたしまして、奄美群島は相当いまだで特別な制度のもとに事業が各種とり行なわれてきたわけでありまして、そういうことでございまして、そこでその辺との彼我の均衡と申しますか、そういうものの議論も、まだ一方では非常に強い議論がございまして、私も、そういう一つの補助制度におけるところの特例というものをいつまでどの程度に続けていくべきか、これはまあいろいろな議論があると思ひますけれども、そういう意味で、今回の改定計画に伴いまして、一つは、特別な補助制度のほかに、こういう島嶼につきましては離島関係の制度があるわけでありまして、それと離島の上におきますのが奄美の関係の制度であります。その点を離島並みに考えていい部分が相当あるではないかという議論、と申しますのは、奄美群島の復興事業の中で相当程度公共事業その他のものは施設整備も進捗したのもございまして、そういうものについては大体離島と均衡をとつていくのが当然じゃないかというような議論

もありまして、その間の調整を考えたわけでございます。それから復興事業、振興事業を行ないました当時の鹿児島県の財政というものととの関係から考えますと、今日の状態ではたいへん事情も違つておるといふ問題もございまして、その辺の関係も考慮いたしまして、補助率の調整をいたしたのでございます。

○山口(鶴)委員 先ほど太田委員が閣議決定の問題について触れられました。沖繩の早期返還は国民の願いである。当然沖繩は早期返還になると存じます。そうなりした場合に、沖繩の復興計画を一体どうするかという問題は、やはり国政の大きな問題だろと思うのです。これに對して、各方面でいろいろ復興計画を立案しておられます。わが党も、社会党として一応の復興計画の案というものを持っておりますが、その際、私ども考えますのは、先ほども言いましたが、自治省の、かつて事務次官でありました小林さんが出しました小林試案というものを拝見しますと、奄美の復興計画の実績をもとにいたしまして沖繩の復興計画というものを一応立案しておられるわけでありまして、先ほどお伺いいたしましたら、改定十カ年計画で国費が百二十一億、それから、その後の復興五カ年計画で国費が七十七億です。合計百九十八億ばかりを国費を投じておられる。小林さんの案は、そのような奄美大島に投じてまいりました国費を、沖繩の人口と奄美の人口との比率、物価の変動等によつて引き直しまして、そうして沖繩の復興計画というものを考えておられる。そうした場合に、私どもが、この際奄美の補助率を下げる、または、いま行政局長が言われたような、たとえば離島振興法との関係が云々とか、まあいろいろな理由は、それはつけられればつくと思ひますが、この際まさに沖繩が返るとしてあります今日、奄美のこの補助率を引き下げて国費の額を事業計画の割合から落としていくということは、私は、昭和四十四年度予算におきまして屋良主席が沖繩の復興経費についていろいろと要請をされましても、国がこれを大幅に削りましてこの額を切

り落とすといったような思想と相通するものがあるということをお願いに懸念をいたすわけであります。そういう意味で、先ほど太田委員も閣議決定との関連に触れてそういう点を指摘をされたんじゃないかと思いますが、今回の、自治省が法律案を提案をいたします提出のしかたが、深い政治的な意図があるとは言いませんでしたが、やや政治的な意図があったことを、まあ自治大臣もお認めになったわけでありましたが、今回のこの補助金の削減も、私は、そういった深い政治的意図があったんじゃないかというふうに推察をせざるを得ないのでありますが、次官、御感想はいかがでしょう。

○砂田政府委員 十五年復興計画、振興計画をやつてまいりました奄美の今日の時点、そういう時点である程度の成果をあげてきたその基盤の上に立つての若干の補助率の手直しという問題、沖縄の復興計画が立てられます場合は、これはしかも出発点でございます。今回の補助率の若干の引き下げを、沖縄の新たに立ててまいります復興計画と直接結びつけての御心配は御無用かと思ひます。私もそういうふうに考えております。

○山口(鶴)委員 まあ、この点は大臣が参りました際にまたあらためてひとつ議論をさせていただきますかと思ひます。一応問題点を指摘をいたしておきたいと思ひます。

それから、この法律で見ましたものでは、たとえば、この補助率をどう変えるかというのは、道路につきましても、従来十分の八から十分の九までとあったのが、十分の六・五から十分の九までというふうな形で、きわめて概略的にいただいております。ところが、自治省からいいただきましたこの昭和四十四年十二月の奄美群島振興事業関係法令資料、これを見ますと、この事業計画も、この振興五カ年計画、——いただきましたこの縦刷りの、こちらのほうにあります事業ですね。それから見ると、もっと詳細な区分けがしてあります。主要産業の振興」として番号が一番から十二番まで、「産業基盤整備」として

十三番から十五番まで、「防災及び国土保全」十六番から十九番まで、「文教施設整備」二十番から二十二番まで、「民生安定」二十三番から二十六番まで、「各種調査」二十七番というふうな六つに分けて、事業費、それから国費、起債、融資、一般財源または自己資金という形で区分けしてございます。せつかくこういふものがありながら、当委員会のほうに出ているのはきわめて簡単な計画しか出してこない。しかも、計画と実績というふうなものを照らし合わざないものを出している。これでは私は非常に不親切だと思ひます。ぜひとも先ほど要求いたしました当初の復興五カ年計画、改訂十カ年計画、これも、ここにある程度度の各項目に分けた計画並びに工事実績というものをひとつ出していただきたいと思ひます。

それから、財源の内訳も、これを見ますと、単に国庫と国庫以外の経費ということの内訳でありますが、そうではないし、やはり起債、融資というものの内訳にいたしまして出していたか。これはお願いをいたしておきます。出していただきたいと思います。

○長野政府委員 先ほど申し上げましたように、これからの五カ年延長いたしました十カ年計画は、なお具体的な計画としては最終的に固まりませんですけれども、この五カ年延長足しの一つの腹案といえますか、そういうものとしての概算の内容は、できるだけ御趣旨に沿ひまして、項目別に整理いたしましたものを御目にかけようようにいたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 いままであるこういうやつを出してください、当初のやつと改訂と。それはいいですね。

それから、これを見ますと、各事業にわたつて補助率がずつと出ているわけですね。たとえば土地改良につきましても、かんがい排水補助率が十分の七、農道につきましても十分の六、農地保全につきましても十分の六、干拓につきましても十分の七・五、区画整理につきましても十分の四・

五、こう出ているわけでありまして、今回補助率を改定しようとしておられるわけでありまして、その場合にはこのような土地改良の各種事業費の補助率は一体具体的にどうなるのか。それから、先ほど太田委員から糖の問題につきましてお尋ねがありましたが、糖業振興につきましては、たとえば大型機械は現在の補助率は十分の六で、これが今後どうなるのか、そういった意味での具体的な補助率をお示しをいただきたいと思ひます。亜熱帯果樹等振興についても同様ですね。畜産振興についても同様、林業振興についても同じことが言えます。水産業振興につきましても、漁船整備改善について補助率が十分の四、魚礁については十分の五と、こうありますが、これが変わるのか変わらぬのか。それから、漁港整備については補助率が十分の十、これを変えるのか変わらぬのか。大島つむぎ振興については、つむぎ工養成所の補助率が十分の五、これが変わるのか変わらぬのか、そのほか当該の大島つむぎ振興の各種補助率はどうか。船舶整備はどうか。それから、先ほど保安委員の御質問にもありましたが、電気料金が高すぎる。電力整備につきましても、未点灯部解消に十分の五の補助金を出しておられるようでありまして、国庫支出金もありまして、起債もありまして、問題の電源開発、料金が非常に高いといわれるこの電源開発については、これは補助もなしで進めておられるようでありまして、この点に対する考え方、一体どうなるのか。それから、この点に対する考え方、特にこの九州電力、全国の電力会社に対しても九州電力が一番高い、その高い中でも奄美群島はなお高い。こういう状態を切々として訴えられたわけですね。こういう電源整備については努力をするというふうなお話をされたのでありますが、具体的に振興計画の中ではどういう資金手当てをされて、これを何年くらいで九州電力並みに下げようとするのか、あるいは九州電力との合併というものを進めて吸収しようとするのかということ

もひとつお示しをいただきたいと思ひます。試験研究の強化につきましては補助率が十分の七ですが、これが変わるのか。変わらぬか。それから産業基盤整備、道路整備、道路新設は十分の九ですね、これが変わるのか変わらぬのか。以下、道路改良、道路特殊改良、橋梁、舗装、市町村道改良——市町村道改良は十分の八のようでありまして、今度変わるのか変わらぬのか。それから港湾整備、十分の十ですが、変わるのか変わらぬか。土地区画整理三分の二、これが変わるのか変わらぬか。それから河川整備、補助率十分の九、これが変わりますか変わらぬか。砂防につきましても十分の九、これが変わるのか変わらぬか、それから海岸整備、補助率が十分の九、これが変わるのか変わらぬか。それから治山では、防潮林、海岸砂地造林、防風林、それから水源林、すべて十分の六のようでありまして、これが変わりますか変わらぬか。治山施設は三分の二の補助率だそうですが、これが変わるのか変わらぬか。次は文教施設整備でありまして、小中学校整備、校舎の場合は補助率が十分の八、設備は十分の六、屋内運動場が十分の八、教員住宅が十分の六、これが変わりますか変わらぬか。高等学校整備は補助率が十分の六のようでありまして、これが変わりますか変わらぬか。社会教育振興、保健衛生施設整備、社会福祉施設整備、水道整備、住宅整備、各種調査と、こうあるわけですが、やはりこれが法律だけではちよつとわからぬわけですね。具体的にどうなるかということをお示しになるのが私はやはり親切なやり方だと思ひますが、お答えできるものがあつたらひとつお答えいただいて、これはひとつ全体の資料として整備されたものを出していただきたいと思ひますが、この点はどうでしょう。

○長野政府委員 御要求でございますれば、補助率の対照表をつくりまして提出いたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 やはりどうも自治省は従来から他の常任委員会に比べて資料の出し方が非常に不備だということは、前々から当委員会では指摘をされたことじゃないですか。そういうことが当委員会の法律案審議の際に問題になりながら、こちらのほうが発言をしなればさっぱりその資料も出てこないということでは困ると思うんです。次官どうでしょうか。やはり今後の委員会審議の問題でもありますので、お考え方をひとつお聞かせいただきたいと思うのです。

○砂田政府委員 御要求前に、御審議願うための資料だけの資料を準備するように努力をいたします。

○山口(鶴)委員 実は私はこのあと奄美群島の、先ほど次官もお触れになりましたが、奄美から内地のほうに、輸出ということばはいかぬと思いますが、出すものと、それからまた内地から奄美のほうに幾ら品物がいくかという収支のバランス等の問題についてもいろいろ議論をしたいと思います。さらに先ほど提起いたしました過疎対策という観点からの問題でありますとか、それから根本的には沖縄との関連における奄美の復興計画について私どもどうしてもやはり疑点があるわけでございます。こういう点については議論をいたしたいと思うのですが、どうも資料がこれほど不備ではこれ以上審議するのいかにがと思ひますから、一応きょうは個々の資料が出るまで質問を保留しておきますけれども、とにかく次の機会までいま私が要求いたしました資料につきましてはお出しをいただいて、その上で質問いたしたいと思ひますので、委員長よろしくひとつお願いいたします。

○鹿野委員長 では次に折小野良一君。

○折小野委員 奄美群島の復興特別措置法によりまして、いま奄美群島の復興から振興への計画がいろいろ進められておるわけなんですけれども、この計画のほんとうの目的はたして何なのか、奄美地区を少なくとも本土並みに立ち上げさせる

ためのものなのか、あるいは奄美地区は自然的な条件その他非常に劣悪である、したがって、これは補助していかねばならない、援助しなければならぬ、そういう性質のものなのか。すなわち、ほんとうの意味の振興なのかあるいは援助なのか、どういふふうな自治省のお考えになっておるのか、まずお聞かせたいと思ひます。

【委員長退席、大石(八)委員長代理着席】

○砂田政府委員 基本的には当然奄美の自立経済を目的にいたします。いわばいまの折小野先生のおことばをかりて申しますならば、いつまでも援助を続けるということではなく、奄美に自立してもいい、そういう意味合いに考えております。

○折小野委員 私どももただいま政務次官のおっしゃったような意味の特別施策が現在行なわれておるのだというふうな考えをしております。しかし、その実情はすでに今日まで十五年、そしてまた新しくそれに五年を加えようとしておる、こういうことであります。しかも、その内容につきましては、必ずしも私どもが期待するような自立への効果、あるいはほんとうの振興の効果があがっておるのかどうか、こういう点に疑問を感じざるを得ない、こういう面が多々あるわけでございます。したがって、この際これからの五カ年になりますけれども、何とかほんとうの振興の目的を達する、そういうような気持ちでやってみよう、ということになるのではなからうかというふうな考えをわけであります。これからの五カ年の計画につきましては、まだいろいろな段階があつて決定してない、まだいろいろのご意見が、お気持ちとしていかでございませうか、お伺いいたしたいと思ひます。

○砂田政府委員 折小野先生の御指摘のとおりでございます。それだけにいままで十五年間やってみてまいりました復興計画、振興計画、その継続だけでいいというものではないというふうな考えをいたします。従来やってみてまいりましたそれぞれの計画を十分反省をいたしまして、五年先の自立という

観点をもう一度考え直して、至らない点、足りなかった点については、新たに一つの重点項目として起こしていかねばならない、先ほどもちよつと申し上げました輸出、輸入ということばを使ひますと、ちよつとおかしいかもしれせんが、そういうった蔬菜、魚介類の自給自足のような体制あるいは観光資源調査というふうなことも、これまでの計画に足らなかつた点ではないだろうか、そういうふうな点をこれから五カ年で新たに起こしてやってみよう、このように考えております。

○折小野委員 今後五カ年後の自立を目ざして新しい計画を立てていくということでありまして、その計画を立てていくにあたりまして、一応この特別措置法はあと五年ということになるわけでございますが、その五年でこの特別措置法の任務は一応終わった、また必ず終わらせるんだ、そういうふうな了承しておいてよろしゅうございませうか。

○砂田政府委員 冒頭申し上げましたように、これからの新しい五カ年計画を、対鹿児島県比九四%を越すところまで持っていくべき、この目標だけは五年間で達成できるものと確信すると同時に、努力をしてまいらなければなりません。ただ、五年先の日本経済全体の見通し、これはなかなか困難な問題でございます。さらに、先ほどまな御議論がありました、今日まで続いてありますような奄美の本土への人口流出と申しますか、少しカーブは鈍化してきているようでありまして、少しも、なお、いま本土への人口流出が若干続いております。こういったことのこれからの変化等もございませうか、これからの五年でこれを打ち切るかということばちよつとただいま御確答申し上げかねるわけでございます。

○折小野委員 もちろん今後いろいろな情勢の変化というものも考えられるでございませうし、その情勢の変化に対応していろいろ施策上の考慮なり検討なりもなされることは、これは当然なことだと思ひます。しかし、いま大体予定しておい

でになる九四%ですか、対鹿児島県民所得九十何%、そういうところが達成できたということになれば、この五カ年でおやめになる、こういうふうなおつもりですか。

○砂田政府委員 私はやはりこの目標が、先ほど申しましたように、奄美の自立経済を目的としたしておりますので、これから五年間で私どもが考えております目標を達成いたしましたあと、残つてまいりますものは、いままでやってみたりました振興計画的なものではなくて、いまある基金をもう少し充実させた奄美経済に対する融資の制度というものを確立させていったものが、六年目からは残つていけば、ただいまねらいとしております九四%以上のものに、またもつと伸びていくんではないか、こういうふうな考え方をいたしております。

○折小野委員 まあいずれにいたしまして、今日まで十五年間、そしてこの計画はさらに二十年という長期にわたつて続くわけでございます。そこで、本来この奄美地区の振興という目的が達成されないとしようなことになるわけでございまして、これは当然今後別の考え方で考えていかねばいけないんじゃないか。私は当初申し上げました結局援助という問題、したがって、二十年たつたあとには、この振興特別措置法が援助特別措置法というふうなことになるのではなからうかというふうな懸念まで持たざるを得ないわけでありまして、しかし、諸般の情勢から考えまして、この五カ年間に最大の施策を講じ、最大の効果をあげることに、ほんとうのその自立の目標を立てる。確実に立てる。しかも、これは五年後に九十何%ということではございませうが、少なくとも格差をなくするということに目標を置いて自立のめどを立てるということが、一番大切なことだというふうな考えるわけでございますが、そういう面についての御意向をお伺いしておきたいと思ひます。

○折小野委員

○砂田政府委員

第一類第二号

○折小野委員

○長野政府委員

産基盤の整備、

和四十四年三月

申し上げられ

○折小野委員

三十六年でも

○長野政府委

は共同作業場とか、そういうものは十分に設備をしていかなければならない。それから同時に、もう一つの奄美群島の特産物でありますところの大島つむぎ、これは本島が中心でありますけれども、大島つむぎの生産というものを、流通機構その他にも不十分なところがござりますが、近代化しまして、奄美の特産物としての伸張をはかっていく。こういうことが奄美の産業の一つの重点になると思います。それ以外には、たとえば沖永良部島におきますユリの特産でございますとか、方々にそれぞれの特産物もあるわけでござりますが、そういうものと同時に、群島の人たちがそういうものの生産意欲に非常に徹していただきまして、そしてほんとうに自立していくという意味で、群島消費というものを、果本土から当然に輸入して消費をしていくということじゃなくて、みずからつくり出す力を持つておるものはつくり出していく、こういうことがたいへん必要であると思います。現在の状況であります、奄美群島は二百億の生産をいたしまして、おおよそ三百億の消費をしておる。百億というものは結局いろいろな形でこちらから入れておる財貨によって償われる。ですからそういうことを続けていきますと奄美群島の蓄積がないということになってくるわけでありまして。さいぜんお話がございました税収が伸びないというのも実はそれかと思ひます。所得は伸びておりましてまだ蓄積がないということに、一つのたいへんな問題があるわけでござります。そういう意味で奄美群島の人たちが経済の自立ということに最近非常に熱意があがってまいっておりますから、そういう一つの熱意の上に立ちまして、そういう基礎整備、振興対策が実を結んでまいりますならば、われわれが考えておりますような目標に到達することはできるのじゃないかというふうに考えております。

○折小野委員 今日までの仕事の評価のしかたとかいろいろあると思ひます。まあおっしゃることわからぬじゃございせん。またしかし、一面いえますことは、多少なりと奄美の郡民所得が

上がったというようなことは、施策の結果というよりは、最近多少人口が減ってきた。そのために相対的に上がったんじゃないか、こういうような考え方もできるんじゃないかと思ひます。もちろんこの表によりまして、サトウキビとか大島つむぎ、こういうものが非常に伸びてまいっておりますが、これもおのずから限度があるわけでござります。今後、さらに一そうその伸びを期待するということとはむずかしいんじゃないか、そういうふうにも考えます。したがって、これは必ずしも現地の方々の御意向にも沿わないかと思ひますが、むしろ積極的に本土に進出をする、そういう考え方が一つあっていいんじゃないかというふうに考えるのでござりますが、いかがでございましょう。

○長野政府委員 だいぶむずかしい問題でございまして、農業等の規模その他から考えました場合に、場所によりましてはむしろまだ過密だ、適正規模に至るためにはむしろ人口の他への就業なり流出が必要なんだという見方もござります。これは、しかし何も奄美群島だけに限った問題ではございません。日本の農山村地帯共通の問題だろと思ひます。また同時に、その点にございましては、奄美が復帰いたしましたから今日まで、二十万が十八万になったということで約一割の減少でござりますが、この点は、内地の過疎地城に比べますと、むしろ減少率におきましてはたいへん速度がにぶいと申しますか、むしろ過疎足りないという感じも一面でござります。ですから、先ほどの先生お話しのように、人口が減ったから所得があつたんじゃないかという御議論もござりますが、むしろその意味では奄美群島のいまのいろいろな事業なり生産活動なりというものが、人口の流出というものを、全国平均のうちから比べますとなお食いこめていゝ。ある一面では食いこめていゝ。ほかの過疎地域で十年間に一〇％ぐらいで済んでおるところはむしろまれでござりますから、食いこめていゝとも言えるくらいでござります。私も、やはり次の時代を背負

う青少年も奄美で新しい産業の合理化なり、新しい肉用牛なり、キビの生産のために努力したいというような青年の集まりも最近たくさんあるように聞いております。したがって、そういう人たちにによって次第次第に奄美の開発というものが進んでいくということも相当期待していいのではないかと思つておるわけであります。

○折小野委員 いずれにいたしましても、今後の見通しというものは非常に困難じゃないかと思ふのであります。私も、あくまでもこの奄美群島が自立できるように早急にそういうような状態が現出するように、でかすように、こういうのがやはりこの特別措置法の精神であらうと思つております。しかし、それを実現するということにつきましては、先ほど来からの自治省の御決意もござりますが、いろいろな情勢を見てまいりますと、これはなかなか容易なことではない、こういうふうにかへられるわけであります。したがって、今回新しく五カ年計画を策定される、あるいはいままでの五カ年と合わせて新しい十カ年計画に改定されるという時期でござりますから、やはりよほど考えていただき、よほど検討をしていただき、また特に重点的な施策を講じていただきまして、この法のほんとうの精神が生かされるような計画と、そしてそれが実行されることを心から期待をしてまいりたいと思つております。

それから最後に一つ伺ひをいたします。戦時中に奄美群島から強制疎開をさせられて、この本土に來ている人たちがござります。私の郷里の宮崎にもありますが、これを大島部落と称しております。そこは奄美大島、沖繩、大島の人が多いわけですが、こういうような人たちが戦時中に強制的に疎開させられて今日まで生活をいたしておるわけでありまして。この部落におきまして、かつては、大島部落というものは密造酒部落、こういうふうにいわれた。といひますことは、とにかく非常に貧困で、したがって密造酒でもつくらなければ生活ができない、こういうような状態が長く続いてまいったわけであります。もちろん最近

ではある程度落ちついておりますし、そしてまたその部落は大きな都市の一部でござりますから、全体の町の中に隠されてしまつておるわけでござりますが、やはりこういうところにも疎開というふうな形で出てきた人たちは、奄美大島の現地に残つておる人たちと同様な苦しみを感じておるわけでござります。奄美群島につきましては、いろいろな手厚い振興事業等が行なわれておりますが、これらの部落につきましては、地元の地方公共団体で多少の指導なり手配なりというものはあつたにいたしましても、何ら具体的な政府の施策というものがなくて今日に至つておるわけであります。それがなくてやつていければ、そういう部落におきましてはいろいろな問題が残されておるわけでござります。こういうような部落につきましても、やはり奄美振興の精神からいって、多少なりとも行政的な施策なり援助の手が伸ばされてしかるべきじゃないかというふうにかへるわけでござりますが、こういう面について、過去におきまして何らかの御配慮になりましたかあるいはまた今後どのようにお考えになりますか。お伺ひしておきたいと思ひます。

○砂田政府委員 戦争中にそういう強制疎開のあつたようなことを私は存じませんので、いま初めて伺つたのでござりますが、宮崎県あるいは私のところの神戸市にも実に大ぜいの方がおられるわけでござります。ただ、この人たちににつきましては、やはり一般行政として考えていくよりいままでのところはいたし方ないということではないかと思ひますが、なおひとつ検討させていただきたいと思ひます。

○折小野委員 実情をいろいろ御検討いただきまして、何らかの方策を講ずる必要があるとお考えになりましてから御配慮を願うことが至当じゃなからうかというふうに考えております。私が知つておりますのは一部でございまして、全部については存じておりません。いろいろな事情等もあるうと思つております。できましたら、こういう際に

やはり一応の調査なり検討なりしていただくことが必要じゃないかというふうに感じているので、一言申し上げたわけでございます。

質問を終わります。

○大石(八)委員長代理 小濱新次君

「定足数不足だ」と呼び、その他発言する者あり。

○大石(八)委員長代理 小濱新次君、お願いします。——それでは、小濱さんお願いします。小濱新次君。

○小濱委員 私提案された法案に対して御質問を申し上げますが、奄美群島が本土に復帰してやがて十五年になります。

〔大石(八)委員長代理退席、委員長着席〕

それでこの本土復帰前に島民たちがアメリカ側から借り、日本政府が引き継いだガリオア物資代や復興金融基金貸し付け金など、いわゆる承継債権がほとんど半分ほどしか返せず、その額は延滞利子も含めていまはいへんな数字になっております。この問題についてはいろいろ御質疑がございまして、はたして政府はあの奄美大島の生活の実態をよく御存じであるかどうか。住民はどのような生活をしておるか。この問題について一言に

して言うならば、非常に日本でもまれな生活水準の低い島民生活である。しかも戦災を受けて、八年にわたる軍政がまたしかれてきた。これは私も行って驚いたものでありますが、各住まいのつくり方が非常にこうタツパの低い家ばかりでした。またわらぶき屋根の家もございました。こうした家づくりは、全部年に七回、八回と来る台風に備えての建築法である、このようにも聞いてまいりました。また本土から遠い関係もあって、非常に復興がおくれて、言うならば、盲点になっている、

こういう島の姿であります。したがって、そういう問題が島の発展をこぼしてきたわけでございます。ここにも保岡議員おられますが、保岡議員の心中はあの苦境を心から訴えたい、そういう気持ちで一ぱいであらうと思うのです。私も見てまいった関係上、どうしてもあの人たちの生活を何

とか豊かにしてあげなくちゃならない、あるいはまた潤ったそういう生活が平等にできていかなければならない。あまりにも日本本土とかけ離れた生活をしておられます。それが全体であり、実態であります。そういうことからガリオア問題については、延滞利子を払い切れない、元金も払い切れない、そういう人たちが三千もおりましたけれども、いまはだいぶ減りました。減りましたけれども、返し切れないという人、そしてまたいろいろの問題を訴えている人、あるいは払い終わった人たちがこの成り行きを注目しております。したがって、この問題についてはやはり国の責任において解決が当然できるように書いてございまして、したがって、奄美大島の実態をよく見てこられた遠藤行政局長さんおられますか。——どうかひとつ私のいまの話を大いに補足していただきたい、こういうふうに思います。

○遠藤説明員 私ども振興課におります者は、おおむね現地の実情を見まして、その上に立ちまわっているところだけの、及ばずながら努力をしております。したがって、大いにこの問題につきましても誠意をもって努力したい、かように考えます。

○小濱委員 あなたは遠藤さんですか。——遠藤さんは現地を視察されたわけですね。行っておりませんか。

○遠藤説明員 私は、昨年は参っておりますが、一昨年には行っておりません。

○小濱委員 あなたのことがこれに載っているわけですが、向こうの実態をつかまされて、そういう内容は知らなかった。住民からも別に苦情は聞いていなかった。「なぜ早く整理の手を打とうとしないのか。放っておけば、雪だるま式に延滞利子がふえるばかりだ。復興金融基金を借りた二千九百九十八人のうち四八%が、まだ返済できない。遠藤さんは、二三年前に、整理せよと指導したが、そのままだった。基金側の回収方法にもルーズな点があった。とにかく、私どもの監督

不行届きだ。こういうふうにあなたは言っておられるわけですが、これは去年の夏ごろにあなたが言われたことばです。その後どういうふうになるか、内容は変わってきたか、努力の結果をひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○遠藤説明員 御指摘の新聞記事は、多分私のところに報道関係の方が見られて質問があったところのことだと思ひます。ことばのニュアンスはそのままとは必ずしも——ニュアンスの差はあると思ひますけれども、大体事実そのとおりでございます。私としては前にそのような事情を聞きまして、前任早々、法律にもありますように、この債権につきましても第一次の管理権はやはり法律上基金にあるわけでございまして。基金のほうの計画を立てて、その計画に従って自治大臣と大蔵大臣が認可をして行なうという筋になるわけでございまして、基金のほうでそういうようなこと

の計画を早く立てるということを指導をしたことがございまして。それが、現に納めておる方との関係その他基金のほうでも具体的な計画が立てにくいという状況で今日に至ったというふうに承知をしておりますが、その点、私ども監督の責めにあるものとしてその責任はあると思ひます。が、昨年以来基金のほうに指導をいたしまして、現実には債務の処理方法につきまして計画を立てさせ、それに基づきまして現在関係機関と、先ほど申ししておりますように協議中の状況でござい

ます。

○小濱委員 返済能力のある者、回収不能者、その中間のボーダーライン層もある。あるいはまた延滞利子がかかるの負担になっているならばこれから検討もしたい。返済できない人には減免の処置も考えていきたい。非常に心強いことばがあなたから出ておる、こう出ておるわけです。ですから、昨年から今日までたっておりますので、これをもう現地の人は一筋の望みにしておるわけですから、この点についてはどのように結果があらわれてきたか、お答えいただきたいと思ひます。

○遠藤説明員 実は債務の状況ないし債権、金を借りられている方の状況につきましていろいろございまして、その点につきまして基金におきましても調査をしております。その状況に基づきまして、今後の処理方法について現在法律の規定の適用の問題も含めて関係機関と協議中でございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います、かように存ずる次第であります。

○小濱委員 行政局長、あなたの命令で遠藤さんは現地に行かれて御報告があったと思ひます。いろいろと窮状の訴えがあったと思ひます。そして本年まで、今日まで昨年の状態ですつときたのかあるいはそこに変化があったのか、これからまた変化を——こういうふうに対策を行なっていくかとされるのか、お願いしたいと思ひます。

○長野政府委員 先ほど来お話がございましたように、この承継債権のあと始末と申しますか回収と、それからいわゆる回収に伴いますところの履行の難易の問題につきましては、従来からこの問題がございまして、基金としましては整理に心がけておったと思ひますが、私どものほうに具体的な基金の考え方というものが到着しましたのが、ややおそくございまして、昨年の秋になりましたが、基金は非常に手がたくいまま業務を行なっておりまして、関係上、一つ一つの債権、つまり債務者の状態というものを全部洗い上げるためにたいへん時間をとっておったようでございますが、そういうことの大体的な全貌が、基金としての把握のしかたが一応明らかになってきたというふうなことでありますから、そういうものについての対策というもののについて大体的な見通しがつけ得るような状態になってまいりました。したがって、振興課長が努力しました昨年の夏ごろから今日では状況がたいへん変わつてまいっていると申してよろうかと思ひます。現在、私どものほうでは、この債権の中にいわゆるガリオア物資代とそれから復興金融基金の貸し付け金、性質はそれぞれ違つておりますが、ガリオア物資代につきまし

ては、債権確認時にクレームが出ましたものを除きましては、債務者としての大島食糧ほかの団体におきましても、年次計画での減債計画を大體立てておるようでございます。それはそれとして固めてまいって、クレーム問題をどういうふうに解決するかということになると思います。それから復興金融基金を中心にして、住宅であるとか農業用の関係の資金に借り入れたものにつきましては、お示しのとおり二千何百人の債務者がおったわけでありまして、大體現在までに千人は一応債務の履行を完了しております。あとの千人が問題になっておるわけでありまして、特に問題の中心は延滞利息の関係を中心にして問題になっておるわけでありまして、これは他の履行いたしました人たちの均衡なり公平というものも考えなければなりませんから、全部が全部どうするということにいがいにまいりません。ただ相当基金の調査も、島民の感情から見た場合の島民の見方からしても、均衡なりつり合いがとれるというような状態までの、大體の考え方がまとめられたようでございます。私もそのようことを基礎にいたしまして、先ほど政務次官も申し上げましたように、現在関係機関との間で協議中でございます。いましばらく時間をかしていただきたいと思いますが、そういうことでこの承継債権の問題の合理的な解決を進めてまいりたいと思っております。

○小濱委員 先ほど申し上げましたように、道路行政にしても、非常に全体の行政がおくれておるわけですね。いたいたしくらいです。申しわけないけれども、不幸な島民だという感じを私は持つて帰ってきた。そういうことから、これはもう十五年になる。この十五年間の苦しみというのは、これはもう何にたとえようもないと思うのです。これは一日も早く対策を講じてやらなければならぬ。その内容については、これはもう今度の分科会でもお二人の方からこの問題の質問がございました。ここでも出ました。これから出ます。そういうことでこの問題は大きく取り上げて、できない措置ではない、やる気があればできる問題です。そこで、大蔵省でも調査に行った。自治省でも調査に行った。だけれども、住民に心あたらないという結果の報告は何らもたらされてない。局長が、いま現地で話し合い中だということですが、いつになったならばほんとにこの住民が納得できるような回答があるのか、この局長、ひとつ見通しについて、いい返事をしてもいい。

○砂田政府委員 局長にお尋ねでございましたが、私からお答えいたします。小濱先生、分科会でのこの問題についての自治大臣としての意思の表明も聞きをいただいたと思うのです。基本的に申しまして、政府の関係の金融機関の債権の確保については、これは監督指導は厳格であるべき筋合いのものであるということでは御理解がいただけると思います。ただ、奄美の復興金融基金の問題につきましては、奄美の特殊な事情もございまして、奄美の島民の、いま小濱先生おっしゃったような実情もございまして、そういう観点から、やはり債務を持っておられる方々の中での、お気の毒な方に対しての措置として、できるだけ早く解決線を出さなければならぬことは、私も責務だと心得ております。ただ、これにたいへん時間がかかっておりますのは、やはり実情を基金に調べてもらいました、これに若干年月を要したようでございますが、大體個々の実情がわかったようでございます。お気の毒な方のおありになります。なお、片一方には、返済能力がございあるにもかかわらずまだお返しになってない方もまたあるわけでございます。こういう取り扱いを間違いますと、もうすでに千名ばかりの返済を終わらせた方々に対しまして、正直者がばかを見たというふうにもなりまして、そういうような政治、行政またとるべきではございません。そういう意味合いから、ただいまその解決方法につきまして財政当局と折衝も始めておりまして、端的に申し

ますと、自治省といたしましてはでき得れば今月中にはもう答えを出したい、そういう心がまえで財政当局とたまたま折衝中でございます。そこで、お聞き及びかと思いますが、これはまだ財政当局と話がついたことではございませんから、明確にこうきめたということではございませんけれども、たとえばいま申し上げたような個々の実情に沿った解決策ということになってまいりますと、そこにはやはり一つの線を引かなければならぬかと思ひます。たとえば、生活保護基準の何倍までの方はもう消してしまふ、それに該当なさなから、そういう例外的な救済措置もまた考えなければならぬと思ひます。こういったことも、ただいま基金のほうで個々に調査を終わりました実情に基づきまして、財政当局と折衝中でございます。まして、先ほど申し上げましたとおり、できますれば今月中には答えを出したい。先ほど小濱先生、去年からどういう変化があったかというお尋ねでございまして、先般の分科会での大臣の御答弁をお聞きいただきました。大臣、政務次官にこれを解決しようという積極的な意欲が生まれて、事務当局にそういう指図をいたしましたことも大きな変化である、かようにひとつ御了解をいただきたいと思います。

○小濱委員 この間の分科会では大臣からその内容が示されなかった。非常に残念に思っております。いま政務次官からお伺いいたしましたので、よく理解ができました。それで、今度の法案を見ましても、自治大臣の権限ですべてが解決できるようには主務大臣と相談して話し合つてということ、これすけれども、自治省の問題だということ、これは積極的に取り組んでいただければ問題解決はできる、こういうふうな私にも内容を調べて感じたわけですね。ぜひひとつお願いしたいと思ひます。それで一つの事例を申し上げたいのですが、まことに不届きな内容がございました。これは、佐野哲二さんという方が三十七年の三月三十日交通

事故で死亡いたしました。大洋殖産製糖工場の車ではねられてなくなりました。この方に三十九年、二年間もかかって補償金が六十八万円おりました。六十八万円しかおらなかった。ところがこれを聞きつけた信用基金の係の方がこの支払いを奥さんに迫つていった。奥さんは主人のおかあさん、子供が六人という八人家族で、一家の柱を失ったこの方の唯一のたよりが六十八万円の金だったわけですね。ところが六十万円持っていなかった。この佐野さんが借金をした理由であります。が、復興以前に奄美群島政府のあっせんによつて、いままでサトウキビの搾汁は牛によつて取り行なつていた、したがってこれは機械化しなければならぬというところによって機械を購入をした借金である。しかし、復興によって大型工場が誘致されたために、事業が困難になっていった。こういうことで借財がたまつていった。これも被害の一つであります。こういう痛ましい悲しい報告もきております。八人家族をかかえて六十八万円の八万円だけ残された。この六十万円に対しては何かお考えございませんでしょうか、政務次官。

○砂田政府委員 そういったお気の毒な事象があらまされたことを私聞いております。実情調査をさせていただきますと思ひます。

○小濱委員 きょうはこういう資料をたくさん持つてまいりました。それからこの間委員長からお話があったのですが、この法案審議に先立つてまず現地を視察をしなければならぬという話も出た。ちやうど私は向こうへ行く同志がおりましたので、その人に現地の実情調査をお願いいたしました。それで二日のうちに帰つてくると思ひますが、そういうことで内容を調べますと、この問題を通して非常に陰で泣いている人、苦しんでいる人が一ぱいいるわけですね。ぜひひとつこういう問題も対策の上に乗せて、一日も早くこれが解決をお願いしたいと思ひます。それで政務次官にお尋ねしたいのですが、奄美大島の開発が非常におくれた。これは明治、大

正、昭和にかけて国の投資が非常に薄かったのではないか、こういうふうな考えられるわけですね。このこととこれから対策についてひとつお答えをいただきます。

○砂田政府委員 地理的条件と申しますか、そういうことから鹿児島県におきましても奄美に對しますいろいろな施策のおくれでまいってありますことは御指摘のとおりでございます。日本に復帰をいたしましてちょうど十五年でございますが、その間復興計画、振興計画、十五年間やっております。蓄積のほとんど皆無といつてもいいような群島への復興計画、振興計画でございます。また島民の所得にいたしましては、対鹿児島県比、先ほどからお話のあったような実情でございます。これではとても足りないといふことから、さらに法案の今回の御審議をお願いをいたしまして、新たな五カ年の振興計画をこれから立てていこうとしていまして、ごさいます。ただ言えますことは、奄美が返ってまいりましてから今日までの間、返ってまいりましたときとこの四十三年と比べました場合に、ここまでは何とかござつてまいりましたといふことは言えるのではないかと申すのです。産業の振興そのものに大きな効果がまだ見えておりませんことは残念でございますが、それにいたしましてサトウキビの生産量等もあれだけ伸びてまいっております。産業を振興するための産業の基盤の整備の港湾、空港等の整備も、ここまでやっております。振興計画を立てていきたい、かように考えておる次第でございます。

○小濱委員 相当思い切った措置を願わないと、どのぐらい期間がかかるかわからない、こういう見通しになると私は思います。舗装の道路もない、歩道もない、ほとんどでこぼ道な車が行っているわけですね。飛行場も、飛行場から名瀬の町に行く道路にしても、あるいはまたサトウキビの畑あるいはバナナ畑あるいはパイナップルの畑等を見ても、その作業がほんとうに力が入っているのだという感じは見られませんでした。やせ細つておる。サトウキビにしてもバナナにしてもそうです。私もハワイでパイナップルの栽培を見てまいりましたけれども、その姿が全然違ふ。こういうことで相当思い切った対策を練ってあげないと、奄美の復興はないであろう。五年が十年になった、これはもう喜ばしいことですけれども、その期間内でのどのぐらい自治省として力を注入することが出来るか、私はこれが問題だと思つております。課長さんは行かれたようです。大蔵でも秋吉さんが行つておられるようですが、その程度なんですね。ぜひともこれはひとつ大ぜいの人に見ていただいて、これが対策を練つていっていただきたい、こういうふうに思います。

それから一つお尋ねしたいことは、奄美大島に国費支弁の職員が百六十七名いるということである。これに對して大蔵省ではもう取りやめ、そういう説を述べていると聞いておりますが、お聞きでしょうか。

○長野政府委員 奄美群島の復興に伴いまして、復帰の当時は国が復興事業に直接責任を持つという関係もございまして、奄美支庁にありまして職員を地方事務官という国家公務員として引き継ぎまして、そして復興事業を行なつてきたのでございまして。それから振興事業に入りまして、ときにこれを鹿児島県の職員に切りかえました。そして国が負担をする職員ということにいたしましたのでございまして。自來五年たつたわけでございますが、そこで今度の計画におきましては、そういう今後五カ年間の事業の実施ということ、当然その関係の職員は必要であるわけでございますけれども、一方で、すでに十五年間経たしたこともあり、国と地方との関係における補助金

制度のあり方その他の問題ということも考えなきやならないという議論が出てまいりまして、まあ考えてみますと、その当時の鹿児島県の財政状況から考えますと、いまや隔世の感もあるわけでございます。結局種々話し合いの上で職員の設置の経費につきましては補助率を二分の一ということにいたしましたのであります。したがって、全額国庫で負担するのを、今後五カ年間は二分の一の負担に切りかえたということになっております。

○小濱委員 いまのお説ですけれども、これから五カ年振興計画を実施しようとするわけでありまして、これは期限を延ばしても、その人材がいなければ計画の効果はあがらないと思つておる。そこで、大蔵省のこうした、この取りやめるといふような発言は非常に現地に大きく響いてくるわけですね。そういうことであればならないということ、御質問したわけですが、その点については局長閣下にお聞きませんか。

○長野政府委員 予算折衝の過程で、まあいろいろ議論がありました一つの問題点であつたわけでございます。したがって、この点につきましては、鹿児島県とも十分その過程において相談もいたしました。県当局も納得をいたしておりますが、同時に、こういうことにはいたしましたからといひまして、現在担当しております職員を集めていひまうとか、職員の組織を急激に変更しなげやらないといふわけではございません。むしろ振興事業自体の目的をいたしましては、職員を充実いたしまして、そして目的のために努力をするという姿勢はちつとも変わらない、あるいはむしろ前にも増して十分措置をするようにしたいと、こう考えております。

○小濱委員 あの島に持ち込まれるいろいろな物資は、大体人口十八万に對して——これは間違つておるかどうかわかりませんが、米で二十億、生糸で七億、衣料で七億、野菜で六億、卵で三億、肉で二億、魚で一・五億、くだもので一億、こういうふうになっているそうですが、この野菜、卵、肉

は魚類、こういうものは自給自足をしたいと心から願つておられるわけですね。行つてみてわかるのですが、非常に物価が高い。じゃ豊かな生活をしているかといふと、各家庭で織物をやっている婦人がほとんどでしよう。そしてもう二万五千や三万ぐらいの給料の方が中流のような形になっていましてね。こういうことでぜひともこの現地の人たちが自給自足をしたいといふと、こう願つておられるわけでありまして、これに對して現地では技術指導を心から要望しているわけですね。こういう問題については行政局長、どういふふうにお考えになっておられますか。

○長野政府委員 おっしゃるとおりでありまして、奄美群島におきましては生鮮食料品を中心にして、奄美群島におきましても本土から輸入するものに依存し過ぎております。その点で物価も非常に高うございまして。御指摘のとおりなんです。さういふこと、それが奄美群島でできないかといふと、努力すれば幾らでも——幾らでもと申しては語弊がありますが、できるやうであります。この一、二年來、その点については奄美の有志者も非常に考え方を改めてもらつておられて、最近ではくだもの、野菜等につきまして相当市場に回るようになってまいりました。今後ともそういうことを積極的に自給体制という中で確立をしていくようにいたしますならば、奄美群島の島民の方々の蓄積というものは非常にできるやうかと考えております。今後の新規事業といひますか、振興事業の中におきましても、夏野菜の栽培の改善でございまして、蔬菜の出荷対策でありますとか、あるいはまた食肉牛の関係の畜舎あるいは診療施設、そういうものの整備でありますとか、その他のいろいろございまして、進めてまいらうといふことにはいたしております。まさに御指摘のような問題——肉でありますとか牛乳でありますとか野菜、卵、あまりにも自分のところの輸入にたより過ぎまして、その結果奄美群島に蓄積が非常に少ないということになっておるの

で、いま是正をいたしたいと考えております。島民の方々も、最近次第にそういうことについての自覚ができてまいりました。そういう体制が次第に整ってあるような状況でございますので、私ももうそういう機運をさらに養いまして、そういう体制を伸ばしていきたい、こう考えております。

○小濱委員 島の生産高は幾らくいになつてゐるか。あるいはまた逆に、島民がいろいろものを買い入れます、そういうことで生活は幾らくいになつてゐるか、おわかりになりますでしょうか。

○長野政府委員 かなり計算がむずかしいといひまして、なかなか単純にまいらないのでございまして、昭和四十年の大島郡民の総生産と総支出の循環表というものをつくつてもらつたものでございまして、それによつて見ますと、大島ではとにかく個人消費とかいろいろの支出に關係いたしますものが、昭和四十年の場合で三百二十七億、約三百億でございます。それから郡内の純生産と申しますか、第一次産業とか第二次産業とか第三次産業その他サービス業等におけるところの生産が大體二百七十七億ばかりというふうな推計をその当時しておりました。したがって、この点で申し上げて常にもこの百億がマイナス勘定になつております。

他面、もう一つの方向で見ますと、移出と移入といひますか、奄美群島から出しますものと奄美群島に入れますものとを見ますと、やはり同じような勘定が出てくるわけでありまして、移出いたします総額が百十億というのがその当時の計算でございますが、その中で分みつ糖が六十三億、大きいので申しますと、大島つむぎが二十三億、黒糖が九億、その他肉牛とかその他のもので十四、五億ございまして、大體百十億程度移出しております。それから移入がちょうど二百四億ばかりになります。やはり勘定として百億合わないわけでありまして、一番大きいので申しますと、米が二十億、それからびん詰め、かん詰とか食料品、電気製品、酒類、菓子、パン、そういう日常の生活消費物資で大體六十億、そのほかに建設用機材とか金属機械、

それからいろいろの製品、原料の資材なども含めましてものがずつと並んでおりますが、そういうものが約四、五十億ございまして、大體移出、移入の關係で見まして百億勘定が足りません。で、これを補つてゐたしてありますので、やはり郡外からの財政の移転と申しますか、そういうものの収支のようになつてゐます。つまり奄美群島の外から、国、県、市町村から財貨の移転をしておりますものが毎年百二十一億ばかりになつております。そしてたまたまそのときにもまた郡外へ出ていくものもございまして、たとえば国の關係で見ますと、国税が五億ほど出てまいります。あるいは果税が三億ほど出ていくとか、いろいろなものを含めまして十八億ばかりになります。しかし群島外から郡島のほうに参りますものが百二十一億ばかりでございます。結局そういうことで、つまりそれをかきこいたしまして、奄美群島では二百億生産をして三百億消費をしてゐる。つまり百億足りません。その百億を群島外からの財貨の移転によりましてカバーをしてゐる、こういうふうなことであります。

そこで、奄美が蓄積を増しますためには何としてもこの百億移出をして二百億移入して、この移入の部分で減らしますと、これが島民の蓄積になつていく、そこでその上にまだ百億来ますから、だんだんと蓄積が加わつていく、こういうことではなからうかと思つてございまして、そういう意味で、先ほど御指摘になりました野菜にいたしましても、肉にいたしましても、卵にいたしましても、これは決してゆるがせにすることのできない問題でございまして、奄美群島が気象条件その他でとても生産できないというのならこれはいたし方ございせんが、奄美群島の気象から見まして十分に生産を上げ得るのでございますから、これはぜひやつてもらいたいということで、最近はその意味で養鶏等も奄美の本土あるいは与論島その他でも相当大規模な養鶏業もだんだんと進んでいってゐるようでございます。私もそれはそういうことがどんどん進むことを非常に期待をいたして

ておるわけでございます。

○小濱委員 群島の平均所得が内地のデータから見ますと約五五％くらい、そういう低い水準になつていくので、いまのような非常に振興のおくれた奄美大島の住民は過疎地帯、どんどん人口が減つていく、こういうことになつておりました。いま局長さんもうそういう話がございまして、これはやはり大きく取り上げて対策を練つてやつてやらなければならぬと思ひます。平均所得はどのくらいまで局長上げてやろうという気持ちがありますか。

○長野政府委員 先ほど政務次官から御説明がございまして、五カ年計画の最終時点では、これは目標としては本土並みの所得になるべく追いつくようにということでございまして、そういう意味で、現在は一人当たりの県民所得との対比におきましては、四十一年度で八二・一％でございまして、これを計画最終時の四十八年度におきましては九四・一％までぜひとも持つていきたいということで振興計画を策定をいたしたいと考えております。

○小濱委員 三百億の移入をして、二百億の移出をしてゐる。百億を群島内で何とか対策を練つてゐるということですが、鹿児島県のほうの財政を見てもあまり豊かではないようです。そういうことで県もそのような実態なら、これはやはり自治省としてほんとうに内容をつかみ真剣にその問題と取り組んでこれが対策を練つていかなければならぬ。気候状況が非常に恵まれてゐるのです。行つてみて、もう異口同音にその辺にサトウキビを植えたらしめたいのです、手さえ入れば、機械化されればこうやってパイナッフルだ、バナナだ、こういう話をしておられます。残念なことにとおりですよと言つて、ほこりにまみれたそういう果実を私も見てまいりました。これはどうですか、行政局長。本年度五カ年計画でどのくらいのことに対して予算上計算されておりますか。

○長野政府委員 昭和四十四年度の奄美關係の予算でございますが、いま御審議願つておりますところの群島振興特別措置法の一部改正を前提といたしまして、振興事業の第六次といたことで、振興事業に要する経費国費ベースで十八億円を計上をいたしております。奄美群島振興信用基金に對します出資は二千万円、それから奄美群島振興事業の実施指導に要する経費といたしまして七千万円を計上いたしております。これを総事業費に直しますと、大體総額におきまして事業費総額は約三十億ということになります。

○小濱委員 事業内容も見せてもらひましたけれども、この約三十億の総予算でどこまで振興するであろうか、非常に私は疑問だと思ひます。そういう点で、これは政務次官にお尋ねしたいのですが、ろくな仕事はできないであらう、これを私は申し上げたいわけでありまして、この点について現地を知つていただきたたいし、そしてまた、計画も新たに立てていただきたたいし、そしてこの予算の変更もぜひともひとつ――また年々この問題を取り上げていくわけですが、努力をしてもらひたい、このようにお願いしたいのでありますが、いかがでありますか。

○砂田政府委員 この法案の御審議をお願いいたしましたあと、審議会にもおはかりをいたしまして、五カ年の計画を立ててまいらるわけでございますが、来年度の約三十億というものは、五カ年の国費ベースでの百三億の総ワケの中の一環でございます。私といたしましては、おことばを返すようにで恐縮でございますが、ろくな仕事もできないとは考えておりません。五カ年の目標を一応定めまして、サトウキビも六十四万トン程度のたたいまの生産量を五年先には百万トンまで持つていきたい、そのためのかんがい排水工事等につきましても、ただいまの改良率二一％を二八％までは持つていきたい、そういう五年先の目標を一応きめて取りかかつておりますので、相当な進展が見られるものだ、これは何といたしましても金だけでできることではございません。島民の皆さん方

の御努力も当然待たなければなりませんし、また、自治省が県と相談をしながらも立てていきますいろいろな計画にも、相当きめのこまかい問題と取り組んでいかなければなりません。その努力も、私どもも当然いさなければなりません。こういった群島の方々、また行政に携わります者が一緒に努力をしてまいりましたならば、五年先の最終の目標までは到達できるものと、こういう確信を持ちながら立てた計画でございます。いま小濱先生からしっかりとやれというお話でございましたが、少なくともそんなこともできないというふうには考えておりません。相当なものをやり遂げていく決意をいたしておりますので、御了承をいただきますと思うのです。

ただ、一つ申し上げておきたいと思ひますことは、先ほどからお話に出ますバナナ等につきましては、私はこれまでやってまいりました仕事を反省してみますときに、あれだけの台風が数多く参りましたところへバナナをやれというよう指導は間違つた指導ではなかっただろうか、もう少し観点を變えて、かつての十五年間にやってまいりました仕事の中で、足りない観光開発等の問題、そういうところへも一つの重点を新たに置いていかなければならぬんじゃないか、こういうふうな考えも持つておるのでございます。

○小濱委員 名瀬の町に行きますと、どういう気流の関係かわかりませんが、ふしぎなことに十年來台風は参りません。そういう地域があるわけですね。奄美群島の全体の面積の半分を領する大島です。ですから、そこで、いろいろと、その台風のことにしても、振興計画が立つて、そして栽培をどんどんやっていくようになれば、そういう地域が選定されていくだろう、こう思うわけです。

それから、私ははかつていませんが、飛行場から名瀬の町まで、非常にあぶなかしい、もう危険を感じながら走りました。どのくらいかかりましたか、四、五十分、一時間くらいかかったのではないでしようか、うちは一軒もありません。もうほこりだけの道路です。ですから、あそこを、

道路を直すにしても、それはもうたいへんな経費がかかるであらう。

それから、名瀬の町に来ておつた島の方に私聞いてみたのです。あなたはどこから来られましたか。そうしたら、バスを乗りかえ乗りかえて、ものすごい長時間をかけてようやく私は名瀬の町に参りました、これからまた国元へ帰るのですよと言つておりました。大島といつても非常に広いのです。未開の地が多いのです。ですから、町の道路なんかも、住まいの庭か道路かわからないような姿のものがたくさんありました。そういうことから、どうしても相当の予算を組み込んで、そして振興計画を立てていかなければいけないであらう、こういうことで、三十億という金はいたいへんな金です。しかし、あの島の実態を見たときに、たいした仕事はできないであらう、こう私は感じたわけです。

どうかひとつ、政務次官の言われる決意もよくわかりました。私も、あまりにも開きのある、そういう生活をしておられる大島の方々に對して、私も見てまいりましたので、聞いてまいりましたので、ぜひともこの島の振興計画だけは、この委員会が中心になつて努力をしてあげて、そして国民生活の安寧をはかつてあげたい、こういうふうに思つて御質問をしているわけでございます。これは、この間、自治大臣も、私はあんまり知りませんでした、こういうお話でございましたが、もう大臣の隣の県でありますから、その点もぜひともひとつ御認識をしていただきたい。それからいままでのいろいろな質問を通してさらにひとつ御認識をしていただきたい。

なお、今後またこまかい具体的な例については、わが党の石田議員から質問が予定されております。で、これは委員長にお願いしたいのですが、私の質問はこれで終わりますが、石田議員が、またこの問題について、この間分科会の時間は少のうございましたので、最後の締めくくりをしていきたい、こういうふうに出ておりましたので、どうか私の時間は終わつたのではなくし

て、これで一応中断させていただきます。あと順序を追つて石田議員に発言の場を与えていただきます。このことをお願いしておきたいと思ひます。よろしくごさいますか。——では、政務次官のいろいろな御説をいただきましたので、私どもは大いに期待を持っておりますし、これからも努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたしまして、私の質問を終わります。

○鹿野委員長 次回は明後六日木曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会





昭和四十四年三月十七日印刷

昭和四十四年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局